

第四十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十三号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長

濱地 文平君

理事

飯谷 忠男君

理事

谷垣 專一君

理事

本名 武君

理事

東海林 稔君

理事

池田 清志君

理事

龜岡 高夫君

理事

倉成 正君

理事

笹山茂太郎君

理事

中川 一郎君

理事

丹羽 兵助君

理事

藤田 義光君

理事

兒玉 末男君

理事

松浦 定義君

理事

小平 忠君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君

農林事務官 檜垣徳太郎君

(畜産局長)

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出第一二五号)

牛乳法案(芳賀貴君外十一名提出、衆法第一七号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十三号

昭和四十年四月二十八日

内閣提出、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案及び芳賀貴君外十一名提出、牛乳法案の両案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。芳賀貴君。

○芳賀委員 この際社会党からも牛乳法案が提出されました、同時審議をすることになっておるわけですが、政府案に対しては、私は党案を基礎にいたしまして、政府案に対しては主要な点について大臣に御質問をいたしたいと思つておるわけでございます。

そこで第一の問題は、社会党の案におきましては、国内で生産される全生乳を制度の対象にするわけでございますが、政府の場合においてはそうではなくて、生産された生乳を用途別に区分いたしまして、飲用牛乳、加工用牛乳というふうに区分して、その中の加工原料乳に供せられると推定される生乳のみに対して、この制度の対象にされるわけでございますが、いかなる理由で生産者が生産した生乳を制度の対象にすることができないのか、その点についてまずお尋ねいたします。

○赤城國務大臣 いま御指摘のような方針で法律を出しておるわけでございますが、全牛乳を対象にしない理由はどうかとお尋ねのように承知いたしました。政府案におきましては、用途別取引に改めるということをお提議いたしておるのでございまして、そういう意味におきまして、飲用乳の件でございますが、飲用乳は相当有利だといふふうなたてまえに立っておるのであります。その価格につきましては、今後とも需給が堅調に推移する、こういうふうに見込まれますので、需要供給に応じて形成されますその価格水準は、加工乳原料に比較いたしまして相対的に高くなる。なおこの法案によって用途別に改めれば、なお有利性は確保される、こういうのでございまして、飲用乳につきましても不足払いをいたしませんで、

加工原料乳の方面に不足払いをいたす、こういうわけでございます。御承知のように加工原料乳の価格につきましては、乳製品の国内価格が国際価格に比較いたしまして割り高だ、しかも生産費、再生産を確保することが困難な水準にある、こういう現状でございますので、この加工原料乳につきましても財政上の援助が必要だ、こういうふうにかまえておるわけでございまして、このことは、主要加工原料乳地帯の多くが、今後とも酪農を基幹作物として農業の振興をはかっていくことを必要とする地帯である、こういうふうにも見ております。それからまたこの地帯が飲用乳の将来における供給源としても期待される地帯だ、こういうふうなことに着目をしていたしまして、その観点に立ちまして、政府の案におきましては、加工原料乳についてのみ不足払いを行ないたい、こういうふうにかまえておるわけであります。なおつけ加えて申し上げますならば、加工原料乳につきましても、その出荷数量に応じて全国的に不足払いを行なうことにしておりますので、飲用乳地帯についても十分意義があるもので、こういうふうにかまえておるわけであらう。一口に申し上げますならば、飲用乳のほうは相当有利な価格形成ができる。加工原料乳のほうは国際的に見ましても非常に割り高で、生産費、再生産を確保することが困難な水準にありまので、これを取り上げまして財政上の援助をする。その結果は生乳地帯にもその効果が及ぶといふことを期待しておる、こういうことでございまして。

○芳賀委員 日本の農畜産物の価格保証の制度を現時点で見ますと、何となく食糧制度を中心とした米麦については、相当わが国においても強力な価格上の保護政策が講ぜられておるわけですが、牛乳畜産物の場合には、食生活の様態が外国と違う関係もありまして、昭和三十六年によりややく畜産物価格安定法が制定されて今日に至っておるわけです。したがって歴史的に見ると、やはり欧米諸国における牛乳畜産物の価格保証制度のほうが、わが国の現時点における制度よりも相当歴史も長いし、また制度の内容についても充実しておるというところは、これは大臣も御承知のとおりだと思つております。その場合、今回の政府案を取り上げてみましたときに、ヨーロッパ諸国においても用途別加工乳だけを区分して、その加工乳に対して当初から不利益性を認めて、その分だけに価格上の保証を行なうという制度は、ほとんどないわけですね。ですから、そういうことを考えた場合においても、どういふわけで用途別に区分して、加工用の生乳だけに対して制度の対象にしなければならぬかという点が、これは国民としても生産者としても大きな疑問を持っておるわけですね。この法律は、いわゆる今後重点を飲用乳に移行させるという政府の施策から見ても、飲用牛乳関係については全然法律は触れておらぬわけですね。この点を明らかにしてもらわぬと、法案の審議になかなか入れないということになるわけですね。

○赤城國務大臣 先ほど申し上げました理由によるのでございまして、いまだお話のように日本の酪農の歴史は、諸外国に比べて浅いのでございまして、そういう意味におきまして生産の体制もまだ整っておるとは言いかねる、そういうときに対処しまして、米のようにはつきりという生産体制等がきまっておる、あるいは米のように国家が専売のものの一括買い上げする、こういうものと違つております。そういう意味におきまして歴史的にまだ日が浅いので、生産体制が確立されてない前に、全部を財政的な不足払い的なもので価格を保証していく、こういうことになりますると、非能率的な生産も出てくる、こういうふうな形になりまして、自由取引の根拠の上に立っておりますので、需給等の面におきましても混乱

とは申しかねますが、いろいろ需給調整がうまくいかないような面も出てくる、こういうことを考えますので、現在の段階におきましては、やはり歴史的な状態から見まして、加工原料乳の不足払いを財政的にやりまして、それが飲用地帯にも好影響を期待されるのでありますが、現段階の日本の酪農生産あるいは取引の状況等から見まして、これが適当であろう、こういう観点に立ちまして法案御審議を願っておる次第であります。

○芳賀委員 外国の場合においては、乳価の保証価格制度を採用してある国が比較的多数であります。そこで今回政府がお出しになった制度は、外国の既存の制度と比較した場合に、どの国の制度に最も類似してあるか、こういう点は大臣も勉強されておると思うわけですから、参考までに御説明願いたい。

○樫垣政府委員 お話のように主要酪農国におきましては、各種の価格支持制度をとっておるのでございますが、わが国の今後の酪農のあり方、それから産業の中における酪農の位置等を考えてまいりますと、英国における価格支持制度が、最もいろいろな条件において似通っておる点があると思われまして、私もこれを一つの参考にしたのでございます。英国におきましては生産者の団体というべきものであって、それに法律上の行政権限が付けられておりますが、ミルク・ボードが五つつくられておるわけでありまして、そこで一定の政府の保証します乳価水準と、現実の乳の販売価格との間に差額が出た場合に、財政による不足払い制度をとっておるのでございます。英国におきましては制度の上の不足払いの算定の方式は、混合乳価としての価格水準が不足払いの基礎になっておるのでございますけれども、飲用地帯に不足払いを課する場合は、これは実質的に不足払いの対象となるような価格水準ではないということでありまして、実質的には個別の交渉によって決定されます加工向け原料乳の価格の不利という問題が、混合乳価のところ不足払いの原因に相なっておるわけでございます。実質的に

は私も加工原料乳に対する不足払い制度であるというふうに理解をいたしておるのでございます。今回の法案の構想は、英国とはいろいろな事情が違いますが、全く同様ではございませんが、比較的共通いたしておることは英国の制度であると考えております。

○芳賀委員 いま局長からお話がありましたが、たとえばイギリスのミルク・マーケティング・ボードの制度についても、これは当初から加工用の生乳というものを区分して、それに対して政府が保証価格を設定して、一定額の交付金を交付するということにはならぬわけですね。あくまでも全部の生乳生産というのに対して国家が計画的な期待を持って、むしろイギリスの場合の保証価格というものは、一方においては交付金の対象となるべきその年度の数量とか交付金の金額というものは、イギリスの本土における生乳の生産と需要に対する調整的な意味も政策的に含まれているわけですね。ですから生産が相当上昇して需要と合致しないような傾向が出た場合においては、交付金の対象数量を年度当初にある程度削減する。いわゆる交付金についてもそのような配慮を行なうということにしてあるし、それから需要が伸びて生産が不足するような場合においては、対象数量を弾力的に拡大をするとか、あるいは交付金の金額を上げるとか、そういう国内における需給調整上の意味と、それから生産者に対する最低の所得保障というものが明確になっておるわけですね。ですから類似点があるにしても目的において、日本のように初めから加工乳は不利益なものであるということとを前提にして、そして飲用地帯の原料となる生乳と、加工乳の生乳を用途別に区分するというような、そういう制度を採用してある国は全然ないわけですね。だからどうして生乳全体を制度の対象にすることができないのか。これは将来政策的に市乳化に移行させる場合にも、政府の考えている制度というものが大きな障害になると思うので、用途別あるいは地域的に加工原料乳地帯を固定させる、定着させるというような意味が多分に含まれておるわけですから、これは国内で生産された生乳を、市場的にはそれを飲用地帯に向けるという政策とは、だいぶ目的が違ってくるんじゃないかと思っております。

○樫垣政府委員 英国におきましては生乳の価格支持制度、あるいは不足払い制度というものの対する所得保障というものは、制度としてはまさに芳賀先生のおっしゃったとおりでございます。英国におきましては、乳価の取引は明らかに用途別取引をいたしておるのでございますが、不足払いをいたします場合の算定の方法としては、お話のように混合乳価として農民の受け取り価格全体についての計算の上で不足払いをいたすようにいたしておるのであります。ただ先ほど申し上げましたように、実質的には飲用地帯の取引価格に不足払いが行なわれるような価格関係にはないものでありまして、相対的に不利な加工乳部門の販売があるということがあると、私は英国の制度も加工原料乳に対する不足払いの性格を非常に強く持つておるものであると考えておるということを申し上げるわけでございます。加工原料乳についての不足払いの制度をどうといたしておられるのか、加工原料乳について、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、生乳の再生産を確保し得るような支払い価格を期待することは困難であるという事情に基づいて行なおうとするものでありまして、したがって加工原料乳についての不足払いの一つのメルク・マールになります保証価格というものは、これは加工原料乳地帯における再生産を確保しようとするものでありまして、それが確保されたものによって初めて加工原料乳としての供給が円滑に行なわれる。と同時に、そのことが飲用地帯にはばむものであると私は考えてないものでありまして、飲用地帯は今後需要の増大というものに対応して供給を増大する必要がある。またそういう関係から生ずる価格の形成は、加工原料乳地帯を逐次飲用地帯化していくことに何の支障もないというふうに私も考えておるわけでありまして、

○芳賀委員 イギリスの場合は、たとえばイギリスの本土において年間一千万トンの生乳が生産され、それに対して国家が、たとえば八五%、九%の乳量に対して交付金の対象数量を定めるわけですね。そうしていわゆるMMBは交付金は受け取りますが、生乳の販売については、MMBが一元集荷をして、そうして市乳あるいは加工原料乳については必要に応じてそれを販売処理するわけですから、市乳あるいは加工原料乳の販売代金に政府の交付金を合算してプールした価格を全生産乳量に対して精算払いをするということになっておるわけですね。この制度の構成の上から見ても明らかに政府案とは違うわけですね。ですから全部の乳量に対して交付金を出すことができないということはうなずけるとしても、たとえば七〇%にしても八〇%にしても、その数量に対して交付金を交付することにして、生産者が一元集荷体制というものを制度のもとで明確にして、そうして扱いとしてはやはり従来の混合乳価方式によって適切な販売を行ない、それに政府からのいわゆる交付金というものを合算したプール計算による乳価の支払い制度のほうが当然妥当なことなんです。国が牛乳に対して保証価格というものを設けて、交付金にしろ補助金にしろ、そういうものを支出するということにおいては、当然これは講ぜられる措置だと思っております。そういう点が根本において欠けておるのでありますから、どうしてそういう生まれ始める初めから不具者のような法律をつくらなければならないのかということになるのです。

○樫垣政府委員 英国のお話が出ましたのにこだわらなくてもありますが、イギリスのミルク・マーケティング・ボードが所管しております地域というものは、おのおの市場条件が同一の地域でありまして、したがって不足払いをかりに行なおうとした場合には、加工原料乳に限った不足払いをいたしまして、その不足払いを受けた上で価格プールを行なって混合乳価として農家に払う方式をとりましようとも、あるいは混合乳

価の一定価格水準まで保証するという方式をとり
ましても、テクニカルにはほとんど問題がない地
域だと見受けられるのであります。でございます
が、今回私どもが提案をいたしておりますこの法
案におきましても、一県一県を単位としての価格
プールの行なうという指定生産者団体を置く
ことにいたしておりますので、不足払いを受ける
べき加工原料乳の数量を策定いたしますれば、そ
れに基づいた生産者補給交付金を交付することに
よりまして、当該指定生産者団体の県内にお
ける価格は、すべて不足払い金額を含めてプール
をいたした上で、農家に販売代金の支払いを
行なうということになりますので、英国における
ミルク・マーケット・ボードの機能という
ものを、日本の現在の牛乳取引、需給の事情とい
うものに応じて考えました場合に、府県単位で考
えますれば実質的には英国のミルク・マーケッ
ティング・ボードの機能に非常に近いものとして
考えられるわけでございます。

○芳賀委員 檜垣さん、これは全然違うのです
ね。イギリスの場合はMMBの地域というものは
大別して四地域か五地域に分けてあつて、そこで
最終的に生産される乳代というものは若干の差は
あります。問題はそれでは四地域、五地域の中
の地域は、これは加工原料乳地帯であるという
ような用途別地域というものはないので、その
うでしよう。ですから地域的に原料乳地帯を固定
させるといふような政府案というものは、これは
そこに大きな相違点があるわけですね。だからイ
ギリスの場合には、四百キロ以上の遠距離にある
生産地帯の生乳というものは、ミルク列車を仕立
てて、そうしてロンドンを中心とした消費地に
ほとんど遠距離輸送をやるわけですから、その
地域内にこれを固定させて、その地域の市乳に
使用した以外の牛乳は必ずその地域において製品
化しなければならぬ、乳製品原料として処理しな
ければならぬ、そういう固定した方針の上に立っ
て地域性あるいは用途別不利益性というものをき
めるといふことにはなつておらぬわけでしょう。

だからその点大きく違つてゐるのじゃないです
か。

○檜垣政府委員 英国のそれぞれのミルク・マー
ケティング・ボードの所管の地域というものが、
ある特定の製品向けの生乳の生産なり販売な
りということに固定をしておるものではないとい
うことはお話をとおりでございまして、私どもが
今回の法案で考えておりますことも、別段という
より全くいつてよろしいかと思ひますが、特定
の県を加工原料乳地帯として固定せよという
ような意図は持つておらないのでございませう。

○芳賀委員 それではノルウェーとかオランダも
保証価格制度ですが、これと比較した場合にど
う考えておられますか。

○檜垣政府委員 ノルウェー、オランダも同じく
不足払い制度をとつておりますが、オランダにつ
きましては加工乳についてその不利性を補正す
るために、製品についての補助金を特に出して
おるというやり方が、他の国と違う制度と理解して
おります。

○芳賀委員 ですからいづれにしても政府のお出
しになつたような制度というものはないのです
よ。そういう意味で独特のものであるといへば
ええが、その独自性というものは非常に欠陥を持
つておる。欠点を持つておるということになれ
ば、これは当初から考え直す必要があるのじやな
いでしょうか。幸いに社会党の牛乳法案というものが
同時に出来ておるわけですから、むしろ社会党の
案が内容が十分である、国際的に見てもこれは採
用すべきものであるということであれば、別に政
府案だからといってこだわらなければならないと思
うわけですが、大臣におかれては社会党の牛乳法案を
ごらんになつておるか、いかがですか。

○赤城國務大臣 一応は拝見いたしております。
○芳賀委員 この委員会に配つた対照表というの
があるのですよ。これをひとつながめながら答弁
を願ひたいと思つておるわけですね。

そこで次に尋ねたいのは、都道府県単位に
地域指定をするということではあります、これ

は必ずしも単一の都道府県地域ということには
なつていないようですね。先日の酪農法の改正の
ときに大臣にお尋ねした際には、生産された生乳の
集荷権というものは当然これは生産者にある。生
産者が直接間接構成員になつておる生産者団体が
生乳というものは集荷すべきであり、またそれを
送乳する場合、いわゆる製造業者等に供給する場
合の送乳事業についても、これは生産者団体が
行なうべきであるということをお明かにされてお
るわけですね。先日の大臣の御趣旨から
いへば、たとえば都道府県単位に地域を設定する
場合においては、当然都道府県単位を単一にした
地域ということになるのが当然であると考えま
す、その点はいかがですか。

○赤城國務大臣 生産者団体の指定でございます
が、原則として県単位で行なうということに政府
案はなつておるのではありません。これは乳価の形
成がおおむね同一水準にある県単位で行なうこと
が現状に即して最も適切だ、こういうふうな考え
で県単位の指定を行なうということにしておるの
でございます。そうしませんが、酪農民相互間の
公平を確保していくことがむづかしいのではない
か。県単位であります相互間の公平を確保して
円滑な実施がはかれる。そこで生産者団体の段階
で乳価をプールして支払いをする、こういうこと
につきましては、やはり最も現状に即したもので
あるという意味で県単位の指定をいたしたい、こ
う考えております。生産者団体を全国一本で行な
うお話がいまありますが、イギリス等におきま
しても一本のようではございませう、五地区にお
いてそれぞれ独自性を持つておるようではござい
ませう。それまでに日本では発達しておりません
で、一本で全国指定をするということにしますと
、現在の生乳取引の実態から離れていくこと、
また酪農民の中ではこの制度にあつたり得ない、
均てんし得ないというふうなものが出てくる、あ
るいは地域別の酪農民の利害が錯綜、混乱を招く
おそれがある、こういうことを考えまして、いま
の日本の酪農の取引、生産等の現状を見ます

と、同一標準で大体乳価が決定されている県単位
で生産者団体を指定するというのが適當であろ
う、こういうことで県単位できめようとしたして
いるのであります。

○芳賀委員 そうすると県単位については一元的
にやるといふことになるわけですね。そうであれ
ばいいのですよ。少なくとも都道府県は単一の地
域にする。都道府県の地域内においては、複数の
地域は設けないということが明らかになれば、そ
の点はいいわけですね。

○赤城國務大臣 原則として複数には設けないとい
うことではあります。ただ例外に、県単位でも価
格の決定標準等が違つておるような現状もござ
います。たとえば島とか山間僻地で、一般的にない
標準で価格がきまる。県の一般的標準にないや
うなものにつきましては例外を設けておるのでござ
いまして、原則としては県単位で一本にしていき
たい、こういうふうな考えでおります。

○芳賀委員 その点が非常に問題になるわけだ
うが、たとえば従来加工原料乳が主である地区は、
北海道は六県、大体その生産乳量の五割以上
が加工原料乳に向けられておるという北海道とか
県があるわけですね。これが中心の地区になる
と思つておるわけですが、北海道をはじめ青森、岩手
あるいは長野県とか、こういう通称原料乳地帯と
いわれる道や県において、どうしても単一でできな
いというふうな事情の地域があれば事例をあげて
説明してもらいたい。これは局長からでもいいで
す。

○檜垣政府委員 法律上の原則としましては、指
定生産者団体というものは単数でプールをする
ことが筋であるということでは制度化したして
おるのでございませうけれども、府県が単一である
ことが適當であるという根拠は、同一の市場条件、
同一の自然的条件を持つておるということになる
ものでございませうから、そのような事情に当ては
まらない地域はあり得るわけではあります。その
ために第七条の一項一号の規定に特例をでき得る
趣旨の規定を置いたのでございませうが、これはき

わめて例外的な場合に限り得ると思ふのでありますが、たとえて申しますと東京都の場合における伊豆七島のような、自然的条件として全く隔絶をしておる、また生乳の流通消費の実態、マーケティングの条件も全く違つたようなものにつきましても、都道府県知事の判断によりまして、そういう区域を分けるということを農林大臣が承認をして、複数の生乳生産者団体を指定していく場合があるということも予定をいたしていただいております。そのほかの事例として、これは都道府県知事の判断がまず前提になるわけでございますが、私もここで考えられますのは、九州の相当海上遠く隔たりました島嶼地域、あるいは兵庫県の淡路島等が考えられるのではないかと。ただ淡路島は最近の市場条件の変動がございまして、ちょっと問題だらうと思ひますが、大体その程度のこと

が私どもには想定されておるのであります。○芳賀委員 まさか東京都が主要な原料乳地帯ではないでしょう。そういうことはだれも考えてないです。ですから、具体的に北海道においてはどうか、青森県においてはどうか、あるいは山形県がどうか、長野とか鳥取とか徳島県というような、こういう従来通称原料乳地帯と言われている道や県の場合において、これは単一の地域にするつもりでおるか、複数になると考えておるか、この点が一番重要な点です。ここにたとへば森永乳業の反対の論拠があるわけですからね。東京の伊豆の島々が除外規定になるとかならぬなというところは、天下の大勢には影響はないです。いま私が言った過半数が原料乳として不利益に処理されておる。北海道や他の数県の場合に、生産地域を指定する場合に、それはあくまでも農林省としては単一の地域と考えておるか、知事にまかせ切つて複数でやつていいと考えておるか、その点はどうかですか。

○榎垣政府委員 大臣からお答えをいたしましたように、私も一都道府県は一生乳生産者団体によって、乳価のプールの行なうことが合理的であるというふうに考えておるわけでございまして、指導の方針としてはこの方向でまいりたいと考えておりますが、生乳生産者団体は、これはこの法律でも明らかにいたしておりますように、農業協同組合法による協同組合を予定をいたしておりますので、これは知事の判断の、さらにまたその前提として農業協同組合の問題があるかと思つてございまして、ございまして、決定的に私どもがどの県についてどうだということをお願いいたします。慎重であらねばならないと思つたのでございまして、そういう点を御了解をいただいた上で、私のやや私見に近い考え方を申し上げておきます。これは全国の地域を加工原料乳については不足払いの対象とするということにいたしておりますから、必ずしも主要原料乳生産地帯の問題のみで云々することは適当でないと思ひますが、御質問でございまして、私の考えを申し上げますと、北海道については第七條一項一号のカッコ書きの地域に該当するようには思われ

ません。自然的、経済的条件によつて、これによりがたいと認められると思ひないでございまして。青森、岩手、鳥取、徳島についても私は同様に考えております。山形県につきましても非常に微妙な問題がございまして、私どもは指導の方向としては一県一地区で運営できるのではないかと考えておるわけでございまして、現実の農業団体の組織等、特異な地理的な条件等もありまして、特異な形をとつておるもので、この点についてはやや私としては判断に迷う点がござい

○芳賀委員 全国において原料乳に消費されるものは全部対象にするということになれば、何も都道府県単位に地域を指定する必要はないのではないですか。飲用乳の原料に供された残りの生乳をそれは結局加工乳に落とすよりしょうがないでしょう、どうしようもないのだから、それを全部対象にするということであれば、何も都道府県ごとに指定する必要がないということになりますね。

○榎垣政府委員 その点につきましては、先ほど

農林大臣からお答えを申し上げましたように、指定生乳生産者団体を通じて不足払いを行なうことの前提として、この点は諸外国の例においても全く同じでございまして、一定の地域において乳価のプールを行なう必要がある。乳価のプールを行ないますには、その地域が生乳流通の観点から見ました経済的な諸条件というものが、ほぼ均一であることが必要であります。そういう観点から、都道府県を単位とするプール地域というものを考える。したがつてそこではプールを行ないます生産者団体を、原則として一本に考えてまい

うことは間違いないわけですね。○赤城國務大臣 間違いないです。そのとおりです。○芳賀委員 そうすると府県によつては、たとえば北海道の場合には全生産量の大体七〇%程度が、いまの状態では加工原料乳に不可避的になるのです。ところがその反対に、いわゆる市乳地帯といわれるところは、年間を通じて七割くらいが市乳に供給されて、残り三割くらいがいわゆる残乳処理という形で、季節的に増減はあるが、これが加工原料乳として処理されるわけですね。ですから、七割加工原料乳を持つておられるところも、二割ないし三割しか加工原料乳を持つておられない地域も、それは同様に対象になるということには間違いないわけですね。○赤城國務大臣 加工原料乳につきましては、お話のとおり対象になります。三割でも、七割でも……。

出、またそのことがこの制度というものの成立を困難にするということも私どもは非常におそれたのであります。また事実、都道府県の段階を越え

○芳賀委員 その場合たゞいまの局長の説明によると、都道府県ごとにプール計算をするということになるわけですね。八割は市乳で販売した残り二割はこれは加工乳だからして、これは対象にしてもらつて、これに對して交付金が交付されたということになる、八割の市乳の販売代金と、二割の加工乳のいわゆる基準取引価格による販売代金と、それに加工乳の数量に對して交付される交付金というものを、これを三つ合算して、そうしてプール計算で支払ひをするということにこれはなるのですか。

○榎垣政府委員 私どもは原則的にいまお話がございまして、プールを行なうことを条件としたというふうな考え方をしておりますが、少しこまかく申し上げますと、その考え方の中でのいかなるプールが合理的であるかというところは、当該指定生乳生産者団体の自主的な決定を考慮してしかるべきだと考えておるのでございます。

○芳賀委員 いや、それは小さい問題じゃないです。一番大きな問題ですよ。ですから、従来い

あつても、これは全部交付金の対象になるという事は、大臣の説明で明らかになっておるわけですから、その点も今度は都道府県ごとの混合乳価制というものは、これを機会に実現されなければならぬことになるわけでしょう。そうじゃないでしょうか。

○榎垣政府委員 私はこの法案の本質からいいますと、原則的には全県プールということが基礎になっておる。ただ、おそらく私がお答え申し上げるまでもなく、芳賀先生は万幸非常にお詳しい方でございますから、おわかりになっておることと思つたのでございますが、同じ都道府県の範囲でございまして、県によつてそれぞれ市場の形成というものが異なつておるために、都道府県内にプールをすべきゾーンをきめたほうがよろしいといふことを生産者団体が自主的に定めます場合には、そういうゾーンのきめ方がこの法律の本質に照らして合理的であり、不足払いの制度の趣旨を生かし得るものであるという場合には、私はそれを排除するといひますか、拒否するといふようなことは、これはまたある種の困難を伴うことに相ならうかと思ひますので、その点は行政指導上の姿勢としても弾力的にやつてしかるべきではないかといふふうに考へております。

○芳賀委員 もう少し詳しく申し上げると、たとえば政府がどういふ算定を用いて保証価格といふものを決定するかといふことは、これはあとで大臣にお尋ねするわけですが、たとえば六十五円を保証価格と一もう少し高くするでしよう。しかしいままでの政府の態度を見ると、このくらいが一番底辺かもしれぬ。七十円か七十五円にすれば、これはだんだん妥當なことになるが、従来の実績から見ると六十五円くらいを保証価格とする。今度はそれを用途別に考えたと、この法律がもし実現すれば、市乳用の生乳はいまより値段が上がるのですね、混合乳方式でないから。ですから、たとえば七十五円程度のところは、少なくとも八十円くらいにはするでしよう。それから

一方加工乳の基準取引価格というものも幾らにおきめになるか、これはまたわからぬが、とにかくことしの畜安法による原料乳の安定基準価格が五十七円ですから、これに若干の考慮を加えて、六十円程度が基準取引価格ということにするとした場合、この計算の上に立つて、たとえばその地域において一都道府県地域ですが、飲用牛乳が大体八割は供給されるということになると、生産量の八〇％は八十円の価格で販売されるということになるわけですね。それから残り二〇％については、これは基準取引価格によつて六十円で取引されるということになるわけですね。しかしこの二〇％の分については、保証価格と加工の取引価格との格差の五円というものは対象になつてくるわけですから、それを合算した場合の、いわゆるプール計算による乳価というものはどうなるかといふことは計算できるわけですね。今度は逆に、この加工用の生乳が全体の七〇％である、市乳用が三〇％しかないといふことになる、それとちやうど逆なような形になるわけですね。それに伴つて交付金は、金額においては相当量来ることになるが、この二者を平均的に価格プールのした場合に一体どういふことになるか。その結果が、政府が保証する保証価格の六十五円をたとえば市乳地帯においてはこえておるといふ場合においても、なおかつこの二〇％の加工牛乳については基準取引価格との格差を交付することになるかどうかわですね。これは生産者個々が一番知りた点なんですね。事例をあげてこれはお答え願ひたいと思ひます。ここに、場合によると外国のいわゆる保証価格制と政府の考へておる価格制の、一番相違点が出てくるのじゃないかと思ひます。

○榎垣政府委員 御設問の例に出ました加工原料乳の比率が全生産量の二〇％、八〇％が飲用に向けられるといふ地域におきましても、二〇％分につきましてはこの法律に基づいて算定をされます不足払い金は交付をすることにいたします。もちろん逆の場合にも同様に、加工向けの数量に応じた不足払い金額を交付することに相なります。

○芳賀委員 これでちょっと計算してもらいたいのですがね。わかりやすく裏返しできるようにするとすれば、飲用乳に七〇％供給された。これは一万トンでもいいですよ、計算上。一万トンのうち七〇％だから七千トンは八十円で販売された。残り三〇％の三千トンは六十円で販売されたといふ価格が六十円の場合には六十円で販売されたといふことになるわけですね。それに局長のお話である、この加工乳の販売割合が非常に微少であっても、その分については交付金の対象になるとなれば、この三〇％の三千トンについても五円の交付金というものは交付されることになるわけですか。これもやはり合算の対象になるわけですね。これをいわゆるプール計算した場合に、単位乳価が幾らになるか。これはすぐでございましょう。それと反対に、加工用に七〇％の七千トンが六十円で販売された。残り三千トンについては市乳用です。それから、これが八十円で販売されておる。そうして七千トン分に対して、いわゆる五円の格差の交付金が交付されたといふ場合の、この二者の平均乳価といふものはどういふことになるか。

○榎垣政府委員 これは全く仮定の数字をいただいて……

○芳賀委員 仮定じゃないです。そういうことはあるでしよう、實際上。

○榎垣政府委員 あり得ないとも言えないと思ひますが、全く仮定の数字の計算であるといふふうには御理解を願ひたいのでありますが、七割が市乳に向けられ、三割が加工用に向けられるといふ地域について、七割はかりに一升八十円で売れる、それから加工用の基準取引価格は六十円である。保証価格が六十五円だといふことから、五円の不足払いが三〇％について交付されるということと計算をいたしまして、それをプールいたしますと、一升当たりの価格は七十五円五十銭といふ数字になるのでございます。一方七割が加工向けで、三割が市乳向けであるといふ場合の計算を、同じ前提に立つて計算いたしますと、六十九円五十銭といふ金額になるわけでございます。

○芳賀委員 大臣にお尋ねをしますが、こういうような状態になつても、国は加工乳に対してのみ保証するということにするわけですか。

○赤城國務大臣 いまの設例を聞いておりました、第一の場合には飲用乳が七割、第二の例におきましては飲用乳が三割、これは自由取引でさういふふうになつておるのでございまして、初めの場合には三割に対して、加工原料用の牛乳に対して政府が不足払いをする。第二の場合は七割の分に対して不足払いをする。それが果の実際の取引の実態に即しているもので、県と県とを比較すれば、これは受け取る額は違ふと思ひますけれども、県内におきましては、さういふ取引の実態について、加工原料乳に対しての不足払いを保証した結果が、さういふふうなことになるのでございまして、これは違ひがあつてもいたし方がない、こういうふうには私は考へております。

○芳賀委員 この点が外国と違ふのです。それは一体生産者に保証する乳価といふものは、どういふ概念から出發しているのですか。

○赤城國務大臣 先ほど申し上げましたように、飲用乳のほうは大體価格の形成が相當高くつてゐる。しかし加工用原料乳につきましては、國際的に見ましても低水準にある、再生産を確保できないような現状である、こういうような現状でありますので、この再生産を確保できないような加工原料乳のほうに不足払いをしていく。そうして生産体制がほんとうに整つたような場合には、私はイギリスのように整つた場合には、やはりさういふことを考へてもいいと思ひますが、いまそれが整つていない場合に、全部に対して不足払い制度を行なうといふことになりまして、やはり非能率な生産を助長するようなおそれなきにしもあらず、こういうことでは酪農の健全な伸展といふものを期待できないのではないかと、さういふふうにお考へるわけでございます。さういふ意味におきまして、再生産を確保できるような意味におきまして、加工原料乳に不足払いをする、さういふ立場に立つてゐるわけでございます。

○芳賀委員 これはどうもわからないのですが、たとえ市乳地帯で市乳七〇%、加工乳三〇%の場合も、これは都道府県単位ということになれば、個々の生産者に対してはブル計算をするわけですから、それは七割、三割ということでは個々の生産者には代金が精算されるわけですね。ですからAという県の場合には、これはその地域内のどこで生産してどのように販売しても、一升七十五円五十銭の乳代を受けることができるわけですね。それからB県の場合には、加工用の数量が多いということと六十九円五十銭の代金の支払いしか受けることができないということになった場合に、一体国の制度として生産者に保証しなければならぬ価格というものは、どういうような算定方式の上に立ってこれを示して保証しなければならぬかということになると思うのですけれども、それは無制限に幾ら高くても保証するものはないという思想でいくのか。一定の上位の水準に達した場合、それを上回るような販売が行なわれた場合においては、それをこえる場合には保証の対象にするのかしないのかということになるわけですね。外国の場合には無制限保証ということではないのですからね。そう大まかにやれるなら、全生乳を対象にしたほうがいいのじゃないですか。七十五円でも八十円でも保証するものは交付金を払うということになれば、何のために不備の点を是正して国が再生産確保のために乳価を保証しなければならぬかということになると思うのです。この辺が政府の方針が全然わからぬです。

○榎垣政府委員 大臣からお答えをいたしましたように、市乳比率の相違によって府県ごとに受け取り乳価が違ふというところは、これはそれぞれの県の市場の条件が違ふということによって起こることで、私もやむを得ないことであるというふうに思ふのであります。でございまして、酪農政策の基本的な考えとしては、将来日本全体を通じて、市乳の供給率というものを高める方向にいくということが妥当であるという考え方でございしますが、加工乳につきましては、現在の実勢

は、これも御説明するまでもないことでございしますが、市乳地帯の乳価水準と加工乳地帯の乳価水準とは、非常に懸隔があるわけでありまして、この制度をとることによって不足払いを受ける恩典は、加工乳の技術の高い地帯に多く、飲用乳地帯には薄いということ、これは市場の条件で当然起こってくることでございします。しかしながら結果的にはそういう格差が縮小されたかっこうになる。こういうような加工乳について不足不足払いをするかということになりますと、これは乳製品については一応全国の市場において一物一価の法則に従って流通しておるものの原料でございしますから、それはある乳製品の価格水準というものを前提にして、その原料についての価格を保証する場合に差別をすべきではないという考え方で、全国を対象にしておるのでございします。でございまして、そういうことによつて、従来低位の価格含みで形成されておりました混合乳の形成をより明確化し、また合理的にするという意味が、当然この市乳に対する、あるいは加工原料乳に対する不足払いについて出てくるわけにございします。でございします。現在の飲用乳の市乳向けの価格は、市場の条件によつて決定されておるものでございしますから、加工乳に対する不足払いをすることによつて当該県の受け取り価格が上がるというやうなことがありまして、特に上限を押えるやうな必要があるという事柄ではないと考えまして、特に混合乳価が上限をこえる場合に不足払いを要しないということを考えなかつたのでございします。

○芳賀委員 いま局長が一物一価の原則と言われましたが、社会党の牛乳法案は一物一価の原則の上に立って全国どの地域で生産された生乳についても、同一価格で国が保証をするのです。あなたのは一物一価ではないじゃないですか。加工乳だけについて一物一価です。おかしいじゃないですか。農家の生産した牛乳の価値をきめる場合に、加工用牛乳だけが一物一価という、そういうつまらぬ言辭を弄する者はいないですよ。おかしい

じゃないですか。どういうわけですか。乳製品が一物一価というが、それでは乳製品の値段は全部同じですか。バターにしてもチーズにしても脱粉にしても、国内で生産された乳製品が全部あなたに言つたとおり一物一価で同一価格になつておりますか。製品について一物一価とか、商品について一物一価ということ、ちよつとおかしいじゃないか。農民が生産した米の例にしても、自由販売ではないのですから、国が規制をして、生産者から生産した米を買い入れる場合においては、全国どの地域で生産された米であっても、一物一価の原則を適用して同一価格で買い入れをする。しかし売り渡す場合においては、その消費地域の経済的の事情とか、それが生産地域であるかどうかということも判断して、四地域ぐらいに分けて消費者米価というものは異なる価格で消費者に売り渡しておるというものは、あなたも御承知だと思ひます。たとえば農産物価格安定法に示しておるカンシヨでん粉あるいはバレイシヨでん粉の政府買入れ価格、あるいはでん粉の原料となるカンシヨ、バレイシヨの原料価格をきめる場合にも、法律の定めは同一価格で適用しておるわけでしょう。あるいは大豆なたね交付金によるところの標準販売価格にしても、これはやはり同一価格というものを適用しておるわけでしょう。いまある畜安法の原料乳あるいは畜肉にしても、そういう思想に立っておるのじゃないですか。ですから農民が直接生産した牛乳の価というものをきめる場合においては、どの地域でそれが生産されたものであつても、国の制度の対象にするという場合にあっては、販売された後の用途というものが、たとえば飲用に向けられても加工用に向けられても、それは生産者の意思によつてやられたものじゃないでしょう。こういう点を考えた場合に、加工乳だけが一物一価の原則で、それ以外は違ふというやうな暴論を吐くものではないですよ。おかしいじゃないですか。そういうつまらぬ言辭を弄して国民を愚弄する、生産者を愚弄するということ、そういう考えは妥当でないのじゃないですか。

○榎垣政府委員 政策の対象とすべき価格水準というものは、これは原則的には全国一律であることが望ましいことは、御説のとおりだと私も思ひます。でありますので、加工原料乳の保証価格については全国一本できめてまいりたいというふうに思つております。ただ飲用乳、いわゆる市乳の価格というものは、これは一定の地域商品の性格があることはいないないと思ひます。これはやはり飲用乳というものの持つております商品性格からそういうものがあるわけにございします。で、市乳の価格というものは地域の需給事情によつて若干の差異が出ておりますことは、これは先生も御承知のとおりと思ひます。でございします。市乳についてはそういう地域の需給事情に依じた価格形成が行なわれる。またその原料乳としての生乳についても、需給事情を反映した価格形成が行なわれるということは、経済の実態であるというふうに私は理解をいたしております。わけにございします。それが用途別の方をとりなないで、生乳の価格をブルをいたしまして、混合乳価という形になつて受け取り価格の差が出てまいりますのは、有利に販売できる飲用乳の比率の相違ということから出る結果でございまして、このことは現在の市場条件のもとにおいては、やむを得ないというふうに考えておるのであります。

○芳賀委員 もう一点だけ。当初言つたとおり外国の例を見ると、外国の場合、主食形成は、日本の米が向こうは牛乳とかあるいは畜肉とか、麦類ということになるわけだが、外国の国民はむしろ飲用牛乳に重点を置いて、その国の国民が消費する飲用牛乳については、国がその末端価格の規制もやっておるのです。日本のように乳製品はなるだけ原料乳の値段を押えて安定させる、市乳は幾ら高くてもかまわぬというやうな、市乳を全く自由放任に置いて、乳製品部分だけを生産者の犠牲の上に立って規制するというやうなやり方を採用している国はないことは、これは榎垣さんも

御存じのとおりでしょう。飲用乳については放任する以外に道はないというあなたのもの、考へ方が間違つておるのです。そうじゃないですか。諸外国の例を見ても、飲用する牛乳については、それは、重点的に生乳の価格保証はもてるのであるが、この加工処理の標準的な経費を国が規制するとか、末端の飲用乳の消費者価格というものを規制するということをいまだ厳格にやっておるのです。そういうことができないというのとじゃないでしょう。外国では全部やれるのを日本だけができないという事は、どういふわけなんでしょうか。それは一部の乳業者の利潤を擁護するという立場の上に立てば、これまで規制しては会社のもうけが少なくなるからわかいそうだ、これだけワク外にしようというの、この法律の趣旨じゃないですか。そこに国民の側から見ても大きな疑点があるわけなんです。どうして飲用牛乳に対して適正な価格規制というものを国はすることができないかという事は、これは国民の側から見た大きな疑点です。これは農林省は最初考へたのではないが、標準的な指標的な市乳価格というものは法律で設定するという事を最初考へておりましたが、最終段階においてそれが全然放棄されて骨抜きになったわけですね。そうじゃないですか。それをいまごろしゃあしやあとして、市乳価格に対してはこれを規制することができない、自由放任にするのが当然であるという論議というのは、神聖な国会においてすべきではないです。それでは何のために法律制定の過程においてそういう構想を持ったのですか。市乳については一物一個の原則は適用できないというのはおかしいじゃないですか。消費者価格については、食糧法の米においても農家の生産した米は有権的に政府が一方的に価格をきめてこれを買い取る。ですから買い取る場合の価格は同一価格ということになっている。しかし買い入れ価格は同一であつても、その地域が生産地であるとか消費地であるとか、そのような事情を考慮して、消費者米価の場合において

てはその価格というのについて若干の相違があるわけなんです。そういう点は生産地であるという場合には、政府が買い入れた米を輸送上からいっても販売上からいっても大きな費用をそれに加える必要がない。だから生産地で買上げた米については、その生産地域の国民に対してはできるだけ費用の点を勘案して安い消費者米価を設定しておるわけでしょう。消費地の場合においては、生産地からの米の輸送であるとかいろいろな費用がかさむわけだからして、そういう地域においては同一価格にすべきであるけれども、その地域性というものを配慮して消費地の場合においては消費者米価が高いという事で価格が決定されているわけですね。それと同一の考へ方の上に立つた場合には、当然便証する生乳の価格というものは全国どの地域においても同一であつても、それが消費される地域というものが、生産地であるかあるいは消費地であるかということによつて、市乳の値段というものが変わることはあり得るのです。たとえば生産された市乳の値段は、社会党の主張のとおり一物一個の原則によつて、最低の価格というものを適正に保証するという基礎の上に立つて、生乳というものが取引されるわけなんです。ですから取引された地域が供給量の多い地域である場合には、そこでそれを飲用牛乳として消費する場合においては、遠隔までそれを輸送する必要はないでしょう。ですから地域の経済性というものを十分考慮に入れて、この生産地域の都市においては、たとえば飲用牛乳の小売り価格というものを十五円にすると十六円にするとかきめる。しかし長距離輸送で持ってきたければ供給することのできない大消費地等については、それよりも一円とかあるいは二円高くなることもあり得るという事は、現実の問題として肯定できるが、それを逆算して、乳製品の値段は一物一個でなければならぬ、飲用牛乳の値段は一物一個の原則でなければならぬから、それから逆算した場合も一番大事な生乳価格というものはでたらめであつてもいいという考へは間違ひです

よ。そう思ふんですね。○榎垣政府委員 いろいろお話がございましたので、全部にわたつてお答えできますかどうか自信がございませんが、諸外国におきましては確かに飲用牛乳についての価格規制というものをやっておる国がございます。ございませうが、これはちやうど日本の米に類するやうな国民経済上の位置を占めておる物資であるという点で、日本の現在の飲用牛乳の位置とは著しく違ふ。また農業生産の中におきます位置ともちろん違ふものでございませう。それとほとんどの国の価格規制は、戦時統制中の制度がそのまま残つておるのが大部分でございませう。現在私ども経済の体制全体の問題にもかかわることでございますが、よほど自由な流通というものに弊害がある、国家的な利害に問題があるという場合には、最低限の規制をする必要があるという点については、私どももそのように考へておるのでございませうが、市乳につきましても、これはもう牛乳の流通の実態として、明らかに地域的な需給のもとで価格が形成せられ、またそういう価格による流通を通じて市乳の促進もはかられておるやうなことでございませう。で、私はこの段階で行政的に、市乳のやうな非常に地域性及び商品としての流動性も大きい、たとえば単純なる加工から複雑な加工へいろいろな流動性の多いものについて、画一的な規制をすることがよいか悪いかわからないことについては、多分に疑問を持っておるのでございませう。将来の問題として、日本の飲用乳というものが、諸外国におきましますやうな高い水準の消費水準まで達し、それが安定的な需給関係というものに到達いたしました場合には、国民生活の上から飲用乳も含め、価格に對する政策の姿勢をどうするかという事は検討を要する時期もあり得るかと思ひますけれども、現在の段階におきましては、画一的な規制を加えるというこにつきましても、私どもも当初のものの施行過程といたしましては、そういうやうなこともあり得ることとございませうから検討いたしましたのでございませうが、実行性と、そのことの伴います法

制的な無理というやうなものも考へまして、市乳の価格及びそれに対する原料乳の価格については、農業団体と加工業者との交渉による価格の形成というこを通じて、また地域の需給事情に應じた製品の価格を検討させていくことによつて、弾力的な形であることのほうが、ある場合にはまた農民、農家自身にとつても有利であるというやうな場合も考へられますので、規制というこを考へるこをやめたのであります。○濱地委員長 まだ御質問が続きそうに見受けられますが、この際、午後一時半から再開することにいたしまして、暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩。午後二時三十分開議。○坂田(英)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。午前中に引き続き質疑を行ないます。芳賀貴君。○芳賀委員 午前の継続であります。先ほどの政府の答弁の中で、都道府県ごとの混合乳方式でやるというこになるわけですが、そのやうなれば、現在の方式が全国的な混合乳方式ですから、むしろ分散するやうなここのほうが、地域格差が非常に表面へあらわれて、方向としては望ましくないんじゃないかと思ひます。特にわが国の乳業の事情というものは、たとえば森永、雪印、明治等の半ば独占的な乳業資本というものがあつて、これらがほとんど全国の生産地域に処理工場を全部持つておるわけですね。だから、その生産地域だけを都道府県ごとに分断しても、取引の相手は全国に全部施設を持つておるわけですから、結局地域的にその地域における独自の製造工場とか企業体がある場合は別として、相手は全国一本を相手にしておるの、生産者だけ分断しなければならぬというこはなんじやないですか。その点はどうですか。○榎垣政府委員 お話のように、現在の日本の乳業者は、四大メーカーが過半の集乳をいたしてお

ります。一種の寡占状態を形成しておることは、お話のとおりでございます。でございますので、今後、生産者団体が乳業者と乳価等の取引交渉をいたします際に、できる限り広域の団体組織をもちまして交渉するように進めていくことが、私は当然の方向であるというふうに思うのでございませう。ところが、現状は、平均いたしまして一県にほぼ五十に近い生産者団体が、個々に乳業者と取引の交渉をいたしておるのが実情でございます。そういう実情のもとでは、制度上、われわれが不足払いをいたします際のプール機関として、県単位に一本を原則として指定するということが、実情に即さない、だからその指定を生乳生産者団体を機構といたしまして、府県ごとの一元集荷の機構を整備していくことが先決であらう、そういう各県の、いわゆる市乳の集乳販売の区域というものの組織が完備しました上で、さらに農民の共販組織の問題として、さらに広域の組織化が行なわれていくということが好ましい方向でもございませうし、政府としても、共販組織の強化という立場に立って指導を進めてまいる必要があろうというふうに考えておるのでございませう。

○芳賀委員 そうすると、今度の府案のねらいの中に、乳業者と生産者の関係における、いわゆる乳業者から見た現在の生産者の組織は、会社の集乳組織的に系列化されたわけですね。この点は、生産者と乳業者と対等の地位で生乳の取引をやるということになった場合、これが一番阻害要因をなしておったわけですが、今度の場合、この系列化とか乳業者の生産者組織に対する支配というものは、除去できるというふうに考えておるのかどうか。

○樺垣政府委員 私は、現在のよう非常に数の多い集乳組織といえますが、出荷組織というものが存在をして、それが個々に生乳の取引に関する条件等の取りきめについて交渉をするという形が、好ましい形であるとは思いませんが、ただ、現在の状態のもとで、お話のように、乳業企業、乳業資本というものが、農民の団体を単なる集乳

組織として支配しておるというふうに見るべきかどうか、議論の余地もあらうかと思ひます。今回の指定生乳生産者団体を原則として府県一本で指定をするという条項は、これはお話のように生乳という特殊の商品でございますので、販売者側には不利な条件が本来あるわけでございますから、より広域の府県一円の集乳機構というものを整備いたします方向で、お話しのような乳業者との対等の取引の立場を確立していくということに貢献し得るものと考えております。

○芳賀委員 その場合、府案によると、必ずしも全国の都道府県のすべてに指定生産者団体が認定されるというわけではないでしょう。その点はどうですか。

○樺垣政府委員 法案の第六条によりまして、生乳生産者団体の指定につきましては、指定を受けようとする生乳生産者団体の申請によって知事が指定を行なうということに相なっておりますので、全都道府県について生乳生産者団体の側から指定を受けるという意思がございませう限り、法律上は、全都道府県について生乳生産者団体の指定を行なうことができるわけでございます。

○芳賀委員 法文の書き方はそうなっているが、実際問題として、たとえば市乳が八割で、原料乳用が二割程度しかない。しかもそこには完全に乳業者が集乳組織を掌握しておるというような状態の中で、生産者団体が指定を受けたらといって知事に申請しただけで、それで承認されるわけじゃないでしょう。第七条の各号の要件のすべてに適合しなければ指定しないということになっていく。各号のいずれかに適合した場合指定するといふのじゃなくて、すべてに適合しなければ指定しないということになるわけですから、指定できないという要件をそろえておるとも考えられるわけですね。一体指定したいという考えで法律をつくったのか、できるだけ指定できないようにしたいという考えで法律をつくったのか、どうなんですか。

○樺垣政府委員 もちろん、できる限り各都道府県に生産者団体を指定をいたしたいというつもりで立法をいたしておるのでございますが、その指定するべき生乳生産者団体は、不足払いを行なうという公的な一面の仕事を備えておるもので、そのために必要な要件は、第七条で御指摘のように法律上定めておるわけでございますが、このことは、指定生乳生産者団体としてふさわしい資格、要件を規定したものでございまして、できるだけ指定したくないというふうな意図のものでは毛頭ございませぬ。

○芳賀委員 どうもそう考えられる。では実例を申し上げますと、たとえば当該県の生産された乳量の八〇％は市乳で処理されている。これには政府は介入しないのでしよう。幾ら高く売ろうと安く売ろうと、それから市乳の小売り価格がどれほど暴騰しよう、これは放置しておく方針だから、これには国が有権的に介入するわけにいかぬでしよう。何ら恩恵も与えないし、不利益も与えないという考えの上に立っておるからして、八割分に対してはあまりとやかく言えないのじゃないですか。残る二割分だけについて政府が交付金を交付するということになるから、二割の原料乳に充当される数量に対しては介入する力を持つておるが、大部分の八割に対してはこれはもう全く放任しておるという場合、この法律には、その県で生産される全乳量の半分以上を申請した生産者団体が確保する見通しが必要ならぬということ、第一点に出ておるわけですね。ですから、その県における市乳用の数量を除いた残りの原料乳に供せられる数量の分について、その五割以上とか六割以上を申請した生産者団体が集乳して扱えるという、そういう場合というなら話はわかるのですよ。これは市乳であらうが原料乳であらうが、その地域の全数量の農林省令で定める相当の割合ということになっておるわけですから、これは少なくとも件以上ということになるのじゃないですか。この点はどうなんですか。原料乳だけについての集乳力というものをさすのか、法律に書いて

あるとおり、その地域のあらゆる生乳の数量に対しての割合というのをいうのか。

○樺垣政府委員 第七条一項一号で規定をいたしております「当該区域内生産生乳の数量が農林省令で定める相当の割合」ということは、これは区域内の生産製品というものを申し上げておるもので、これはお話のように全生乳のことではございませぬ。同時に、「農林省令で定める相当の割合」といっておりますところは、私どもは、農林省令で、原則的には、その集乳技術が二分の一以上の割合を占めておるものに限りたい意図を持っております。

○芳賀委員 ですから、法律の対象になる加工用牛乳の数量が、その地域の生産量の二分の一以上を占めておる場合には、政府の指定を受けて販売したほうが、一升に対して五円とか十円の交付金が交付されるわけですから、進んでそう思う受け入れ態勢を整えるということにはなると思うのです。ところが、交付金の対象になる生乳というのは、全体の二割あるいは三割しかない。一方において、乳業者が力関係で申請が成立しないような行動を起こした場合においては、どうにもならぬと思う。こういう点は森永乳業なんかは最初から豪語しておるじゃないですか。農林省内で幾らばたばたしていても、取引の分野においてわれわれは支配力を確立しているのだから、ああいうものは法律として出て意味がないということを広言しておるところなんです。ですから、市乳が七割、八割を占めておる地域において、生産者団体が生産者団体としての指定を受けるという条件を整えるだけでも容易ならぬことであると思うが、そういう障害がもし見受けられる場合には、政府として行政的に配慮して、指定を受けることができるような条件を与えるという努力をするわけですか。

○樺垣政府委員 この制度が、加工原料乳についての不足払いを全酪農家に均てんをさせたいという意図に出ておることから考えましても、農林省

ないし関係都道府県としては、その都道府県の区域に生乳生産者団体の指定を受けられるような、条件を整えるように、行政上の指導をいたしたいというふうに思っております。

○考査委員 そうであれば、それを法律に明らかにしたいというふうな指定は、指定生産者団体というものは、たとえば生産者が直接構成員になっておる農業協同組合あるいは連合会を政令で指定する、そうして生産者は、自分の参加しておる生産者団体、いわゆる農業協同組合に生乳の販売を委託して、そして一元集荷、多元販売の形で、最も有利に生乳を販売処理するという一本の路線を明確にしておく必要があるのではないですか。どこか逃げ道があったり、つかみどころがないような文句が随所にあられておるわけですが、もう少し条文を整理して、路線を明らかにしたほうがいいのではないですか。

○樫垣政府委員 私どもの考え方の範囲内では、条文は整理できておるつもりであります。都道府県の中に指定生乳生産者団体を指定しようとしたします場合に、いかなる団体を指定するか。その団体は、この法律でも明らかにしておきますように、生乳の生産者を直接また間接に構成員とする農業協同組合でございますが、ところが、先ほど申し上げましたように、現在の市乳の取引の実情は、一県に数十という農業協同組合ないし農協の組織というものがあつて、集乳、販売をいたしておる実情にありまして、中心となるべき生乳生産者団体、つまり、農業協同組合というものは、当該県において最も集乳力の大きいものをあつて、当然のことかと思われるのでございまして、原則として集乳比率二分の一ということを考えていたゆえんのもの、一つは、その基準であれば、これは最も集乳力の大きい農業協同組合であり、かつ、その基準を設けることによって、一県一生乳生産者団体の指定が行なわれるという法律上の趣旨が貫徹するというところから、かような規定を置いておるのであります。

○考査委員 その場合には、午前中にも指摘した

とおり、一県一単位ということであれば、第七條一項一号の、複数の地域でもいいというふうな、こういうあいまいな条文は、削つてしまつたほうがいいと思つたのです。そうして当該都道府県の区域内で生産される生乳の数量の二分の一を集乳できる場合ということにすれば、単一ということになれば、一つしかないということなんですからね。単一でなければならぬということになれば、その地域で二分の一以上の集乳ができなければこれは指定団体にならないわけですから、どうして複数の指定団体は出なくなるでしよう。一つの団体が二分の一確保すれば、あとは二分の一ないのですからね。この区域の中に二以上の指定団体を置けるといふところに問題があるのですよ。山形県はどうも困るといふも、一体どういふ条件なんですか。それは地理的条件をさすのですか、山形県においてどうしても単一にできないという場合は。

○樫垣政府委員 都道府県の区域を原則として一生乳生産者団体の区域とするということについては、先般来申し上げておりましたとおり、われわれの基本的な考え方であるわけでございますが、何ぶんにも同一都道府県といつても、自然的、経済的条件で全く市場条件が異なつておるといふような地域を、法律の上で無理に行政区画を一単位としなければならぬというのではないかと私どもは思つておるのでございまして、ごく例外的にそういう場合のときの規定を入れる必要があるというところが、この七條一項一号のカッコの中の規定なのでございまして。山形県は、ちょうど市乳加工原料乳地域に該当する県についてのおまえの考え方を言つてみるというお話でございまして、ついつつ込まれてお話を申し上げたのでございまして、山形県について、これは単一にはできないというふうな申し上げたものではございません。山形県についても、単一であることが望ましいと思はれるが、その点については、山形県が、従来の農産物の販売等の組織化というものが、地域的な事情等もあつて分かれておるといふような現実で

ありますので、私としては判断に迷うところでありまして、これを地域を分けるような県だといふふうに申し上げたものではございません。

○考査委員 どうもその辺があいまいですね。だから、法律をつくる場合、山形県とか樫垣徳太郎とか、そういうものを頭の中に描いて法律をつくるというところに間違いがあるのじゃないですか、どうですか。

○樫垣政府委員 お説のとおりかと思ひます。私も考へましたのは、一般的、抽象的に自然的、経済的な条件というもので、同一市場条件だとは認めにくいというふうなところについての例外的規定として書いたのでございまして、確かに、先ほど北海道以下の県についての見解はどうかというお話がございまして、むしろお答えしなかつたほうがよかつたのではないかとおもうに思ひます。

○考査委員 あなたは答へなくても、こっちが質問するのだから、答へなければ審議が進まないじゃないか。一体考え方がどこにあるかということなんです。山形県だけに限つてどうしてもこれは単一にできないというところは、それは山形県の生産者は、どのような法律制度が出て、そういうものは受けたくない、交付金が一十円というところにきまつても要らぬ、自然発生的なそういう意思に基づいて、そういう生産者団体をつくつて国の税金から交付金なんかもらう必要がないということになれば、申請は出さないのですからね。申請が出ない場合はどうしようもないでしよう。しかし、法律による恩恵を受けたいという場合は、それがととのえるようにしてやらなければならぬが、しかし、正しくない理由によつてどうしても二つに分けてくれなければいけません。どういふことかは、ちよつと過ぎて過ぎるじゃないですか。どういふわけなんです。山形県だけではないでしようが、原料乳地帯といわれる山形県においてさえも、こういう法律のすなおな適用ができないということになれば、先ほど言つたと

おり、市乳の数量の二分の一を占める地域においてはますます困難になるわけではないですか、あるいは一本にしなければだめだといふことをどうしてうたえないのですか。だめならあきらめて、そういう体制になつて出てくると思つたのですがね。最初からあなたのところは二本立てにできるようにしてありますよといふようなことは、そういうやり方はおかしいじゃないですか。一体、山形県とあなたはどのような関係があるのですか。

○樫垣政府委員 ほほ同一の市場条件のもとでは、単一の指定生乳生産者団体によつて乳価のプールの行ない、また販売を行なうということが望ましいといふことは、先ほど来申し上げたところでもございまして、同一の市場条件とは考えられないような自然的、経済的条件であるといふところに例外規定を置くといふことは、私は、法律の用意としては当然のことだろつと思つたのであります。ただ、山形県の話は、先ほど御質問がございまして、市乳、加工原料乳地帯についての見解はどうだといふことでございまして、申し上げましたが、その他の県については、明らかに複数の地域に分けるような条件はないといふふうに思ひます。そういうことを申し上げ、山形県については若干問題がございまして、判断に迷うところでもございまして申し上げましたが、私どもは、この法律の趣旨に従つて、単一の生乳生産者団体の整備といふことが望ましい方向でございまして、その方向で、われわれも山形県の実情にそれはど詳しくもございませぬから、今後諸種の事情も調査をいたし、指導を加えて、その上での判断ということにいたしたいと思つておるわけでございます。

○考査委員 これは、たとえば大豆なたね交付金制度の場合においては、国からの交付金を交付する点があるが、大豆なたねの場合は、農林大臣が指定するいわゆる交付金団体というものは、現在三つあるのです。全販連と全集連と全集連、この三つを全国規模において指定しておるわけですが。

しかし、全販連がその九〇％くらいを扱う結果が出ておる。いまになればこれも非常に問題があるが、こういう場合には、全国的に系列的に集荷組織、集乳組織というものは乳業者が行なうということではなくて、集荷団体とか生産者団体というものがある。それが別途にそういう集荷販売の事業をやっているという実情もある。比率は全販連が九〇％で、残り二団体が一〇％くらいしかないが、これは全国段階における農林大臣の指定生産者団体である。集荷団体というところになっておるわけですが、今回の場合には、全国段階における指定生産者団体というのではないですね。あくまでも都道府県単位で押えるという思想に立っておるわけですね。そういう場合には、その地域の中における単一の指定団体、単一の生産者団体というものが形成されるように、法律上も指導するのが当然だと思ふのです。それを特にその区域の自然的条件、経済的条件に照らして単一にできないという場合には、当該都道府県知事が農林大臣の承認を得て区域を分けることができるということになっておるわけですから、こういうものをわざわざ例外的に示す必要はないのじゃないですか。生乳を生産するのはみんな農民でしよう。生産者はお互いの利益のために経済的な行為を共同で行なうということが一番有利な経済行為ということになると思ふのです。これが完全に成長できるように、新しい制度の中で促進する、育成するということ、最も大事なことです。そして一元集荷というものが体制的に整った状態においては、生乳の取引についても、生産者と製造業者は力関係においても対等の立場で取引が行なわれるということに発展すると思ふわけですね。したがって、これは社会党は独自案を出しておるわけですが、政府案を出しになる場合に、ここに一番の問題があると思ふのです。それで、この法律の自然的条件というものはどういふ条件か。有利性と下利益性のある条件、地域を分離してしまふということが自然的条件ということになるのか。経済的条件というのは、その都道府県の地域の中においても、やはり

全国的に見られると同じような需要関係があるわけですね。たとえば北海道の場合において、年間三百万石程度の生乳が生産されるが、しかし、消費の量は、たとえば札幌市の人口がもう六十五万人をこえておるわけですね。だから札幌市という、北海道の人口の大体一三％程度を占めるという消費地の周辺は、これは大体市乳園と言つても差しつかえないわけですね。ですから、五十万とか百万の消費に対して、その周辺の集乳地域においては、主としてその用途は市乳用の生乳として、原料乳よりも有利にこれは販売されておるわけですね。そういう経済的な有利性というものを特に認めなければならぬということになれば、北海道においても、これは幾つかに区域を分けなければならぬということになるが、一体この自然的条件というものはどういふ場合であり、経済的に異なる条件というものはどういふ場合をさすのか、もう少し詳しく言つてもいい。

○農林政府委員 第七号の一項一号のカッコの中でいってあります「その区域の自然的経済的条件」というのは、この「自然的経済的条件」を一挙に読むといふふうな考へておるわけでございます。でございいますので、自然的条件としても、府県全体を一区域とは認めがたい、また経済的条件にしても、同一区域と認めることが適当でないという二つの条件がある場合を規定いたしておるわけでありまして、

そこで、自然的条件ということにつきまして、先ほども申し上げましたように、海洋あるいは山脈等で、通常の交通等の接触が著しく制約をされておるというような条件があること、それから経済的条件というものは、これは抽象的には生乳のことでございいますので、生乳の流通、消費等の条件が違ふ。具体的に申せば、乳価条件が著しく違ふというような場合でございいます。この二つの条件がいずれも同一区域と認めるためには難点になるというふうな場合に限つて、例外扱いをいたしたいというふうな考へておるのでございいます。

○芳賀委員 そうすると、不利益な自然的経済的条件の地域は、同一都道府県の地域の中でも、あくまでも不利益な扱いをするということになるわけですね。不利益な自然的経済的条件を少なくとも同一の都道府県区域の中でできるだけ補正する、是正するということは好ましくないということになるわけですね。

○農林政府委員 事が生乳に関するところでございまして、生乳について申し上げますと、ある区域は、自然的経済的条件のために低い乳価水準になつておる。ということ、そこでは与えられた条件のために、加工向けの量が多い、比率が多いということから、そういうことになったと思ふのでございいます。でございいますので、その不利な条件を補正することがこの法律の不足払いの目的でございます。でございますので、条件の悪いところは条件の悪いままに残すのかという御質問には、そのまますうですと答へるわけにはまいらないわけでございます。私が申し上げました自然的経済的条件から見て、二つ以上に区分すべきではないといふような条件の区域内につきましては、これは集乳等の条件としては流動し得るという条件にあるはずでありまして、そういう流動的なものが、ある工場との結びつき関係で有利不利が生ずることは適当でないということから、プールをすることが、生産農民のために公平を期するゆゑであるといふふうに考へて、この制度をつくらうとしておるわけでありまして、ただ、同一の区域内におきましても、指定生産者団体として生乳の受託販売を一本化するという場合におきまして、都道府県の一区域の中で乳価の形成の条件というものが著しく違ふというふうな条件のために、全県あるいは全道でプールすることが適当でないといふことを指定生産者団体自身が考へまして、プールをすべきゾーン、地帯というものを定めてやるということでございます。そのことが本制度の趣旨に反しない限り、午前中申し上げましたように、一がいにそのことを行政側から抑止するといふようなことは適当でなからうというふう

に考へておるのでございいます。

○芳賀委員 これは単一にするか複数にするかは、都道府県知事の判断ということが先行するわけでしょう。いまの説明からいふと、生産者団体がこれだけの区域でやりたいという場合には、それでいいということになるのですか。

○農林政府委員 区域の区分の問題は、これは知事の判断が先行するわけでございます。区分をせず全都道府県一区域にし、あるいは区分をされた区域それぞれの中での問題は、指定生産者団体団体の自主的な決定を合理的な範囲内では認めるべきだということを申し上げたわけでありまして、

○芳賀委員 大臣がおいでになつたので、むしろ大臣のほうが率直に説明されたいと思ふのですが、いま取り上げておる問題は、都道府県単位に市乳並びに加工乳についてのプール計算を、さらに交付金を加えた合算によつて、平均一升当たり八十円とか七十円ということを支払ふというふうな点については、あくまでも都道府県単位のプール計算という説明があつたわけでありまして、その場合、しからば、都道府県単位であくまでもプール計算、混合乳価方式でやるということになれば、その都道府県はあくまでも単一の地域として扱ふのが当然じゃないかということをごらから指摘しておるわけですね。ところが、政府案によりますと、第七号の指定基準には、一項一号に、当該都道府県区域の中で自然的経済的条件に照らして単一にできないという場合には、知事が大臣の承認を受けて数区域にこれを区分することができるといふことについて、この点がなかなか納得できないわけですね。局長の答弁は、自然的条件と経済的条件を切り離されたいですね。一挙に樺読みしなければ解釈が成り立たぬというわけですが、自然的条件と経済的条件というのは、不可分の相関性の上に立つておることは事実であります。これをもう少し明確にする場合に、しからば、この法律でいう自然的条件といふのはどういふ場合か、経済的に異なる条件といふのはどういふ場合かということに対して、若干ただして

おきたいわけですか。どうも局長としての答弁が明確を欠くわけですね。明確に説明できない理由があると思うのですが、この点は大臣の率直な判断のほうがはつきりすると思うわけですか。

○赤城國務大臣 私は先ほど申し上げましたように、指定生乳生産者団体は、とにかく県単位の区域でできるというのが原則であります。それでいきたいと思ひます。ただ、ほんの例外に、自然的経済的というものが、自然的なことが経済的に特殊な場合があると思うのです。というのは、局長が例にとりましたが、東京でいえば大島とか島嶼、これは自然的でもありますが、経済的にもあまり加工乳地帯でないかもしれませんが、しいて例をとれば、自然的であるが、経済的にもという、こういう意味に解していいんじゃないでしょうか。大体県単位でやっていくということですから、ほんの例外を認める、こういうふうに私は解釈するので。

○芳賀委員 その場合、自然的経済的条件の不利な地域と有利な地域というふうに、これは経済的判断ではそうなるでしょう。そのために区分するの、かというのを聞いておるわけですか。

○赤城國務大臣 それはそうではないと思ひます。これは県内の問題でありまして、府県によって自然的経済的に違つておる場合には、そういう意味でない、私はこう考へます。県同士を比較すれば、こういうことがある程度ありますけれども、これは県でプールの価格が違つてくる場合がある。これはいたしかたないと思ひます。これはだんだん平均化するようにならなくちゃならぬと思ひますけれども、それはいたしかたないと思ひます。

○芳賀委員 自然的経済的条件に基づいてプール計算というのがあるのじゃないですか。全部同一条件なら、プール計算というのには要らぬと思うのです。全部市乳で八十円で売れる、全部加工乳で六十五円で売れたという場合には、何もプール計算というのはいらないのじゃないですか。単一価格で支払ひできますね。その都道府県内の地域内で、

七割は八十円で市乳に販売した。三割は六十円で原料乳に販売した。その分に対して五円の交付金がついた。ですから、市乳と加工乳というのは、価格上からも二十円も違うという場合には、これは経済的に販売した条件が非常に違うわけだが、しかし、都道府県単位のプール制、混合乳価制ということになれば、有利に売ったというの、不利に売ったというの、全部一本にまとめて、交付金も全部合算して、平均一升七十五円とかいう値段で計算するわけだから、その地域内で島があつたとか山があつとかいっても、それはプール計算の中に入るのじゃないですか。

○樺垣政府委員 一区域内でこれはプールされるわけでありまして、その中における有利、不利というものは、プールという機能によって消されるわけでありまして。ところが、ある県にとって、例をすれば東京都をとりませんが、東京都の伊豆と一緒にプールのするところをいたした場合は、これは将来にわたつて伊豆が東京の本土と同じような経済状態になり得るという見通しがあるならば、これは二つに分ける必要はないと思ひますけれども、自然的に隔絶しており、経済的な市場としても、将来にわたつて隔絶をしておるということとを無理に一本にということになりますと、言うなれば、非常な経済条件の格差があるわけだといひまして、これをプールするために区域区分をしないということにいたしますと、プールの結果として、本土側から島嶼側に持ち出すということになるわけだといひます。そのことのために、指定生乳生産者団体の指定もしくはその組織化ということがすこぶる困難になつて、不足払いの均てんということが実現できないというような場合に備えて、このカッコン内の例外規定を設けておるのでございまして。

○芳賀委員 この伊豆大島というのは、沖縄とは違ふのでしょ。沖縄の場合は、これは日本の領土であるが、アメリカに占領されて、潜在主権だけがあらうというやうなことで置かれておるが、伊豆の島々というのは、これは東京都の地域じやないですか。それを本土の連中がとやかく言うのはおかしいじゃないですか。一体どういふことを言うのですか。島以外の東京都の生産者は、一緒にされては困るというのですか。島のほうで一緒にしたくないと言ふことが予定されるのですか。

○樺垣政府委員 事例に引き出したものであります。現実には東京都の酪農家の人たちが、本土でどう言う、大島でどう言うということにございませぬが、経済的論理として考えてまいりますと、本土と島の間には非常に乳価差というものがあつて、経済的条件として乳価差が大きい。そうしてこれは自然的条件として、将来同一市場圏に入ることはむづかしいと考えられるというやうな場合には、島嶼部は島嶼部としての組織を持つて、その間のプール計算を行ない、不足払いを受けるという資格を与えることが適當ではないだろうかといふふうに考へておるからでございます。

○赤城國務大臣 島だけに経済的な自立が行なわれていないのでしょ。東京都として、島におる都民についても、こちらの東京における都民についても、これは行政的に、東京都としても日本政府としても、同一扱いをしていくのじゃないですか。国民として、都民としてそうじやないのですか。牛乳生産者だけは別扱いということをお考へるわけですか。

○樺垣政府委員 もとより、島嶼部の農民の方も東京都民であり、日本国民であるわけでございます。日本の国法の保護、恩典といふものは、ひとしく受けるべきものでございまして。でございまして、この不足払い制度も、島嶼部等にも円滑に交付することができるような法律的手段として、区域を分けて生乳生産者団体を指定することができ、きる方途を講じようとしておるのでございまして。

○芳賀委員 その場合に、東京都の地域に全部含めてプール計算して支払つたほうが、島の生産者には有利になるんじゃないですか。不利になるのですか。

○樺垣政府委員 この場合には、全部を一区域といたした場合には、島嶼部のほうが、おそらく全部乳価プールということになりますと有利になると思ひます。

○芳賀委員 大臣にお尋ねするが、これは有利になるなら、やつてやつたほうがいいじゃないですか。島が不利になるという場合は、島の特殊事情というものを考慮して、せめて島の乳価だけは高くしてやりたいという配慮でやられることは差しつかえないと思ひますが、プールの中へ入れたほうが島は有利ということになれば、これはぜひやうしてやつたほうがいいと思ひますが、いかがでしょう。

○赤城國務大臣 これにはほんとうの例外でございまして。たとえば県単位に生産者団体をきめるといふことも、全国から比較しますと、県同士で違ふわけですね。県内におきましてもそういう違ふところがありましたならば、例外として県の希望によつては分けてもよろしいという例外でございまして、なるだけ分けなないで、県でやる、そのほうが島のために——これは島はほんとうに一つの例にとつたので、島が適當な例かどうかかわりませんが、まあ例をとれば島ぐらいなものだと思ひますが……ですから、県のほうで、その指定団体と一緒にやつたほうがいいというのが原則なんです。そのほうでいくべきだといふ意向が非常に強いなら、それでいかしたほうが私はいいと思ひます。ですから、こういう例外は、選択を希望するしかないかによつてきめたいんじゃないか、私はこう思ひます。

○芳賀委員 それでは大臣としては、島は入れてやりたいわけですね、農林大臣の立場から見た場合。

○赤城國務大臣 できるなら私は県単位で、原則でいくのがよろしい、こう思ひます。

○芳賀委員 いや、原則でなくとも、島におる農民に対して、温情豊かな農林大臣として、同じ扱いにしてやりたいと思っておるのでしょうか。どうなんですか。

○赤城國務大臣 だから原則は、東京なら東京は全部一語ですから、その原則でいきたい、こういうわけになれば、島まで一緒に含める、こういう考えでございませう。

○芳賀委員 そうなれば、これは削除してもいいのですよ。問題は島だけなんですからね。島に対して法律立案者の大臣が同じようにしてやりたいという気持ちであれば、これは局長が間違つてこの例外規定を入れたわけだから……。これは島というのには——山形県は理論的には成り立たないのですよ。山形県の中に島があるわけではないですね。「山脈がある」と呼ぶ者あり。それほど大きな山脈があつて、それを中心にして経済的条件が違ふというわけでもないのだから、島だけについてこの条件が残つたのです。農林大臣は、当然であるが、そういう温情味を持って扱いたいという事であれば、島もこれはプール計算に入れるべきです。われわれは、島が不利なら、せめて島の分だけ有利にしてやるといふことであれば、これはプール計算の対象にして扱つたほうがいいと思ふのですよ。これは大事な問題です、農林大臣。一人の国内の農民についても、大臣の配慮というものはすべてに及ばなければいかぬと思ふのです。島は見殺しにしてもかまわぬというのは、ちょっと赤城農林大臣としてはおかしいと思ふのですよ。

○赤城國務大臣 島を見殺しにするわけではございませぬが、経済の実態に沿つて各県で各県ごとにプール計算をして不足払いを含めてやる、こういう考え方と同じでございまして、各県の間に差がある、県内におきまして、都内におきましても、島と差があるという経済の実態に沿つて、一応そういう実態に沿うようなことに県当局や当事者が希望するならば、そういうふうにしたらどう

か、こういう例外的な考え方でございませうから、少し弾力的に考えた方がいいのではないのでしょうか。何も島を見殺しにするというのではないのでありますから、そういう意味におきまして、やはりある程度の弾力性というものは持たしていい。方針といたしましてはなるべく県単位でやりたい、こう考えております。

○芳賀委員 こだわるようですが、これは一番大事な問題です。われわれ、都道府県単位にプール計算をした乳価形成を行なうということ、これにも同意できないわけ、あくまでもこれは全国規模でやるべきであるという考え方の上に立つてゐるからして、県だからいいというわけではないのですよ。しかし、政府案は都道府県単位に行なう、それをしかも経済的、自然的条件の不利益な地域だけは切り離して、乳価の面についても不利益になるのはあたりまえだといふ、そういう冷徹な思想というものは、これは非常に問題になるわけ。プール計算というものは、送乳経費なんかも全部経費としてプールするわけですからね。そうでしょう。島と消費地の間において生乳を輸送するといふような経費は、内陸よりも島のほうが——消費地が島の中にあつて、そこで消費される場合には、これは別だが、消費地が島以外にあるといふことになれば、その供給までの経路における経費といふものは、これは余分にかかるわけだから、そういう場合に初めてプール計算といふものが必要になるわけですね。集送乳経費といふものを生産者団体が担当して、これはあくまでもプール計算してやるということになるでしょう。それを島だけはどうしても切り離さなければならぬ、それがあたりまえだといふような考えは、われわれはどうしても理解できないですよ。何のたににわざわざ法律に書いて、不利益なところはあくまでも不利益になるのはあたりまえだ、そういう思想の上に立たなければならぬのですか。

○赤城國務大臣 私は、島に対して国として不利益な取り扱いをするという考えは全然ないと思ひます。というのは、加工原料乳に対して不足払い

をいたすのでございませう。それから飲用乳につきましては、その取引の実態が民間にあるのでございませう。あの加工原料乳と飲用乳の価格、それに不足払いを入れてプール計算をする、こういうことでございませうから、実態につきましては、国の扱いとしましては、加工原料乳に対して不足払いをするといふことが、島であらうと島でなからうと、その扱いに差別はないわけではございませう。私はその差別待遇はしてないと思ひます。ただ、飲用乳が島よりも島でないほうが高く売れる場合に、島としてはそのプールの恩恵に浴しないで、島だけでやるということになれば、それはプール計算の価格が低い、こういうことにならうと思ひます。しかし、これは差別待遇をしてゐるということとは違ふと私は思ひます。そういうことじゃないと思ひます。経済の実態、取引の実態に即応しての考え方だろつと思ひます。それにいたしまして、せっかく県単位であるならば、できるだけ県単位でやつていきたい、こういうふうには考えるわけではございませう。

○芳賀委員 東京都は全部飲用牛乳になるわけでしょう。東京都以外からも飲用に持つてくるわけですから……。だから、島から運んでも飲用に供されるでしょう。島の有毒なものでも入つて飲めないのでしょうか。昔のものであればまた考慮の余地もありますが、適時に輸送して処理すれば、島の牛乳でも飲用になるんじゃないやありませんか。

○榎垣政府委員 もちろん、島の乳も、本土といひますのが適当であるかどうか知りませんが、本土のほうへ運びますが、飲用乳になることは間違ひはございませぬ。なお、東京都内も全量が飲用乳ではございませぬで、一部は加工乳に回つてゐるのでございませう。ただ、現在の交通情勢のもとでは、島嶼では日々生産される生乳を飲用乳として本土へ運ぶといふことはほとんど不可能でございまして、島嶼での飲用といふのは多くは加工乳に回るといふような状況になつております。

○赤城國務大臣 御意見、お話がよく承つておきます。

○芳賀委員 これは最終的に法案の扱いのときに、この態度を農林大臣が改めるか改めないかによつて、法案の成否といふものは決すると思ひます。小さい問題じゃない。

次にお尋ねしたい点は、今度の法案には、国が定める保証乳価あるいは農林大臣が定める基準取引価格、乳製品の指標価格、そういういろいろの価格決定上のことばが出てくるわけではございませうが、この際、具体的に保証価格の場合の算定方式といふものはどういふ計算によるか、あるいはまた基準取引価格といふものは、どういふような計算によつて計算されるか、あるいは乳製品の指標価格といふようなものは、どういふような角度でこれを定めるようにするか、こういう点は非常に大事な点であります。

御存じのとおり、農業関係の価格保障制度については、まず食糧法に基づく米並びに麦に対する価格保障、それから現在においては農産物価格安定法に基づくでん粉の原料であるカンショ、パレイシの価格、それから大豆なたね交付金法

におきましては、国内生産の大豆及びなたねについて、現在の生乳の中の原料乳、それから畜肉あるいは原料乳を用いた指定乳製品、それから価格上の保護制度というものがあつたわけですが、今回の保証価格あるいは取引価格等については、現存するそれと別の算定方式と同一のものがあるか、あるいはまた別個の角度から算定方式というものを案出する御方針であるか、その点も明らかにしていただきたい。

○赤城國務大臣 いま御指摘の農産物の支持価格あるいは保証価格といふことは、等の決定方式がございまして、米麦等食糧制度によるいわゆる所得補償方式によるものとわけがございまして、いままでの支持あるいは保証価格あるいは交付金制度、これと今度のものと同じようなものはちよつと見当たらぬのでございまして。

なお、局長から説明いたします。

○糧垣政府委員 まず、私どもがこの法案の中で考へております保証価格の決定方式は、いままでも御説明を申し上げてまいりましたが、主要加工原料乳地帯における再生産を確保することを旨として、その他の経済事情等を考慮し定めるというふうに考へておりました、具体的な算定方法をどういうふうにするかについては、なお資料の整備その他理論的な説明を必要とする点がございまして、最終的な方式を申し上げるわけにはまいりませんが、われわれがいま考へられる方法としては、主要加工原料乳地帯における過去一定期間の生産費の各構成要素の趨勢によつて定める方法が一つあるかと思ひます。もう一つは、主要加工原料乳地帯における最近時の平均生産費を基準として定める方法、第三番目の方法としては、主要加工原料乳地帯における標準経営なりあるいは価格の決定年度の平均飼養規模の経営についての生産費を基準として定める方法、そういう大体三通りくらいの方法が考へられるのでございまして、いかなる算式がこの制度の趣旨に合うかについては、法律の規定に基づきまして、畜産物価格審議

会の意見を聞きまして、また資料も整備の上で決定をいたしましたというふうに思つております。いずれにしても、再生産を確保するということをストレートに保証しようという考え方を持つております。米が政府の全面管理制度、したがつて、価格も管理価格制度を用いておりました、いわゆる生産費・所得補償方式を用いておりましたものと違ふ。それから麦は、一定年次における価格の農業バリエイティで修正をいたしましたものを用いておるといふような点から、いま私どもが考へておるものとも違ふ。現行の乳製品、豚肉についての価格制度は、御承知のように、製品の安定価格に相応する基準価格を定める、安定価格を定めるといふことになつておりました、この考え方は、基本的には過去における実勢価格を生産費の変動に応じて修正をしたものをもつて定めるといふ考え方を持つておりました、そういう意味では、今回の保証価格の性格と性質を異にしておる。また、カンショ、パレイショ、カンショなま切り干し、カンショでん粉、パレイショでん粉等の最低価格保証制度につきましても、これは一定時期における価格に対する農業バリエイティの変動と需給関係の係数によつて修正をするというやり方をしておりますので、この制度とも違ふ。大豆、なたねも大体バリエイティ価格の思想を用ひ、それに生産性の向上傾向によつて修正をするというやり方をいたしておりますので、これも違ふという意味で、私どもがいま考へております方式は、現在の農産物価格安定制度における価格の算定方式と異なつておるのでございまして。

○芳賀委員 奇想天外の算定方式みたいなもので

○糧垣政府委員 奇想天外ではございませんで、加工原料乳の農家受け取り価格を保証すべきものとして、私どもの考へられる限りにおいては、合理的なものだというふうに思つております。

○芳賀委員 ですから、法律にははっきりしてないのですよ。法律の表現から言うと、従来ある

農畜産物の安定措置と大体同様の表現を用いておる点もあるわけですが、それと全く別個のものであるというところになれば、この法律の条文だけでは察知できないわけですね、当委員会としても、たいがいこのことはみなわかるわけですが、従来は何ものとも違ふということになれば、この法律の条文を読んでおるだけではわからぬわけですが、大臣あるいは局長から、こういうような要素を用いて、これを積み上げて価格形成が行なわれるという、その点を明らかにしてもらいたい。そういうものがわからぬで法律を出すんというものは、おこがましいことなんですよ。それでしょ

ましたように、大体三つくらいの方式をとるといふことに相ならうかというのを御答弁申し上げた次第であると思ひます。

そこで、その三つの算式のどれによるか、どれが法の規定の再生産を確保するということに合致するかというところでございまして、それにつきましては、価格審議会の意見も十分聞いた上にきめたほうが妥当だ、こういうふうに申し上げたと思ひます。でございまして、法律上は再生産を確保する、こういう規定がございまして、それにどういふふうに合致させるか、こういう具体的な算式につきましましては、審議会の意見等も聞いて、大体考へておりますいまの三案の中からとつていくべきものと考へます。

○赤城國務大臣 算定方式がいままでの例にあるのと違ふ、こういうことを申し上げたのでござい

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。局長はいままでの数種の価格保障制度のどれにもよらぬと言つておるわけですよ。大臣は、おおよそ三つの方法があるので、そのうちのいずれかによつてと言われたわけですね。この点はどうか

○赤城國務大臣 私が申し上げましたのは、従来の価格算定方式といふものは、たとえば米のよう

○赤城國務大臣 私がいま申し上げましたのは、従来の価格算定方式といふものは、たとえば米のよう

○赤城國務大臣 私が申し上げましたのは、従来の価格算定方式といふものは、たとえば米のよう

○赤城國務大臣 私が申し上げましたのは、従来の価格算定方式といふものは、たとえば米のよう

原料乳地帯における最近時の平均生産費、地帯を分けて主要加工原料乳地帯をとって、それで平均生産費を基準として定めるか、あるいは主要加工原料乳地帯における経営の標準をとって、標準経営または価格決定年度における平均飼養規模の経営、こういうことで、その人々の生産費を基準として定めていくか、こういうふうな三つの方法が算式をきめる上において考えられる。これはせつかく畜産物価格審議会ができるので、その意見も十分聞いて、法律の趣旨に沿ったような価格のきめ方をいたしたい、こういうふうな説明したと思うのでございます。

○芳賀委員 再生産の確保を旨とするというのは、どの法律にもみませんとあるのです。再生産を確保することを旨としないという法律はないのです。法律の目的が再生産の確保にあるのだから、確保させるためには、どういふような算定方式を用いるかということが、それに随伴してくるわけですね。したがって、大臣の言われた米価方式の生産費・所得補償方式、それからパリティ方式というのは、過去における基準年次のあるいは販売価格とか生産費というものを基準にして、それに農業パリティを基礎にして、経済事情とかそれを勘案するということになるわけですね。たとえ乳製品から逆算するとか、あるいは市場価格からの逆算ですね。そして原料となる農産物の価格をきめる。いわゆる需給均衡方式があるわけですね。ですから、そのいずれにもよらぬというわけじゃないですね、局長の答弁は。

○榎垣政府委員 各種の価格制度におきまして、再生産を確保することを旨とするという条文が必ずあるわけですが、これは価格の決定にあつたて、価格というものは生産の一つの重要な条件でありまして、当該農産物の再生産の確保というのを考えるべきであるという法律上の要請であると思つております。その再生産確保の具体的な内容は、私は非常に広いものであらうと思つたのでありまして、それぞれの商品の持つており

ます生産の水準なり方式なりというふうなもの、それから需給の関係というものの、それから生産関係における全体の動向も考へて、いかなる形をとることがそのふういふ趣旨に合致するかというところは、かなり幅広くなり得るものであらうというふうな思ひであります。現実に先ほどもちつと御説明申し上げましたように、生産費・所得補償方式からパリティ方式あるいは需給均衡方式というふうないろいろな方法があるわけですが、私どもが今回考へております保証価格の算定方式は、主要原料乳の生産地域における平均生産費というものを中心に考へていきたいという意

味で、そういうことがこの法案の趣旨に最も合致するであらうということで、それを方式として示す場合、算式の三つが考えられるということを示す御説明申し上げたわけですが、生産費・所得補償方式あるいはパリティ方式、需給均衡方式などは、いま私どもの考へておられるのは、若干考へ方に違いがあるということを申し上げたのでございまして、生産費中心の思想に出るものであるというふうにお答えしてよいかと思ひます。

○芳賀委員 現在の畜安法の原料乳による算式と大体基礎は同じですね。現在においても、主要生産地域における平均的な生産費を基礎にして、それにたとえパリティ要素を使つて合理化係数等で下げておられるわけだが、一番基礎になるものは生産費ですか。農林省の行なう過去の生産費をあくまで基礎にしてやるということですか。ここははっきりしてもらわねと困るのです。あとで審議会なんか開いたって何にもならぬですからね。

○榎垣政府委員 生産費を中心にして算定する方式を考へておるといふふうなことでござい

ます、中心なんというこばを使わな

○榎垣政府委員 先生の御理解も同様と思ひますが、生産費を中心という意味と生産費を基準とするという意味は、それは違つてないと思ひます。で、生産費を基準とする考へ方であるというふうな訂正をいたしてけっこうであります。

○芳賀委員 それで、平均的な生産費を基準にして、問題は、生産者の投下労働に対するい

○芳賀委員 大臣は三月三十日に原料乳を告示されたわけですが、大体四十年の原料乳の場合の自家労働はどのくらいにお考へになっておきめ

○榎垣政府委員 告示価格を算定いたします過程に用いました四十年の推定生産費の中の自家労働の調査部分というものは、計算をいたしまし

には、審議会に諮問した資料によつたわけですが、あの場合は一升五十五円三十何銭ですか、端数を切り上げて五十六円に

○榎垣政府委員 四十年度の告示価格五十七円ということは、当時当委員会

○芳賀委員 ところが、米価算定に用いる都市均衡労働というこ

○榎垣政府委員 生産費を基準として、保証価格

を定めたいということを考へておりますが、その生産費は、先ほど申し上げましたように、農林省の統計調査部の調査されます生乳生産費を資料として用いたいというふうに思っておりますので、統計調査部の生産費調査が、御承知のように、自家労働の評価額は、同一市町村と近傍における臨時雇用労働の額をもつて充てておりますので、この場合の評価額は同様にしようと思ひます。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねしますが、そういう算定でやるとえらいことになる。大臣の御趣旨はそうじゃないと思いますが、統計調査部のやる生産費調査は、自家労働の部分については、価格形成上必要な場合には、便宜的に農家の雇用労働の状況に当てはめることを行なう場合もあるが、過去における生産費調査でありますから、その場合は、雇用労働は当然経費として支出するわけですが、残りの自家労働については、自家労働の時間には明確になっておるわけですから、その自家労働に対する報酬というものが、生乳の販売をした結果において、自家労働は一時間あるいは一日幾ばくになったかということが最終的には出てくるわけですから、三十九年度の生産費があるいは四十年度の生産費調査の結果というもので出る。これを想定して、三十九年度は三十八年度の生産費調査というものを基礎にして、そこにその年度における自家労働を当てはめるといふようなやり方は、当を得ないのです。その点を局長はわからぬわけじゃないでしょう。だから、過去の農家における雇用労働方式をとるとなれば、重大問題だと思ふ。その点は大臣はどう考へていますか。統計調査部の過去の生産費調査に、自家労働に要した時間についての評価というものを、過去の農家の自家労働の低い賃金をそこに当てはめるといふことは、問題になると思ふのです。

○赤城國務大臣 まず申し上げたいことは、都市の製造業者の標準賃金、こういうもので計算はいたさない、米のようにはいたさないということをお願いしておきたいと思ひます。

で評価したのでは、これはまずいと思ひます。過去の賃金で見ると、過去の賃金の趨勢といひますか、現在幾らくにその近辺の労働賃金が上つておるか、そういう趨勢値といひますか、そういうものを勘案してきめませんと、いまお話しのように、売った結果が自家労働が幾らになるかということになるのでありますから、現在売った場合の賃金がどれくらいになるかということを見込まないと、再生産を確保するといふ自家労働の評価にはならないと私も考へます。

○芳賀委員 その点が大事なことです。米価のように都市均衡労働賃金はとらないと断言することはおかしいと思ふのです。農家は働くのです。黙つてながめておつて乳が出るわけではないのです。毎日毎日労働を継続して生乳が生産されるわけですから、労働を投下しないで生産が行なわれるという形態は、ここ当分はとも実現できないと思ふのです。将来ながめておればほとんど生乳が行なわれるという場合の評価は別としても、とにかく毎日毎日早く起きて、あるいは夜おそく生乳の手入れをやるとか、搾乳をやるとか、あるいはそれを搬出するとかいう労働は継続するわけですから、その場合の評価というものをどうするかというところを明らかにしないと、なかなか再生産の確保はできないと思ふ。都市労働には絶対よる。そうかといつて、農村における雇用労働、これは最も低い賃金構成ですから、これにたよるわけにいかぬわけですから、その中間にたよるのか、あるいは都市均衡賃金に接近した時点をとらえるのか。これは一番大事な点ですから、もう一度大臣としてはどう考へになるか。

ことじゃないでしょうね。その地域における民間産業、地域における労働賃金の平均値といふものを求めて、それを基礎にして、一定の趨勢を求めて自家労働にする、こういうことなんですか。

○赤城國務大臣 他の一般的なことといふふうにしたほうがいいんじゃないかといふ私考えたのですが、いま聞くと、そういう統計はないと思う。したがって、主要加工原料乳地帯における最近時の平均生産費といふのを算定する場合に、やはりその地方の農業労働賃金といふのが統計に出てくるというので、結局それに趨勢値といひますか、それを勘案するといふようなことに相なるうかと考へるわけでありませう。

○芳賀委員 それは絶対だめですよ。そういうばかなことをやるといふことは、これはもう問題にならぬですよ。一体いまの農村における農業の雇用労働といふのはどういふ実態を備へているかといふことは、これはもう大臣がよく御存じのことです。これは非常に不安定で、季節的で、そしてその労働だけに依存して生活をさせるといふ、そういう性質の労働力はないのですよ。最近では農村の場合には全国どこもそうだと思いますが、通常の農村における雇用労働力といふのはほとんどないですからね。だから季節的、たとえば田植の時期とか収穫の時期に雇用労働力といふのが、雇用労働の主体を占めておるわけですから。そうすると、その季節的に雇われる労働力といふのはどういふ実態かといふと、これは主としてその地域における給料取りの奥さんたちなんです。年寄りとか夫人ですね。畜産局長程度の奥さんになればそういう安い賃金で農作業には出ないと思ふが、一般の普通のその地域における月給取りの夫人たちが、一部協力の意味もあつて、季節的に農業に労働を提供しておるわけですから。ですから、これを基礎にして、その平均的なものとさくらぬ趨勢なんと言つたつて、これは全然問題にならないですよ。そういうことを局長が大臣に知恵をつけるというのはいけいからぬじゃないですか。大臣の答弁のほうが正しいですよ。生産費を主要

ういう二つの要素を含んでおると思ふのであります。そういう意味におきましては、都市の製造業の労働者が再生産をする場合におけるその基準の生活費といふものは、農村よりも相当高いわけでありませう。したがって、都会の製造業者の労働賃金といふものは、農村よりは普通高いといふべきだ、労働力の需給状況によつて農村が高い場合もあります。けれども、一般的にいいますならば、都会は生活費が相当かかりますので、都会の労働賃金といふものは高い。それに均衡させようといふことは、生活基準の格差をなくしようといふ考え方から私は出ていると思ひます。この場合におきましては再生産を確保するといふ考え方は、やはり酪農、農業をしていられる人々のその地方における標準賃金といふようなものが、やはり標準になつていんじゃないかと思ひます。そういうことから考へますと、現実に行なわれている雇用賃金といふものにも相当変化があります。が、やはり統計上のその地方における賃金として、自家労働が出ておるのに対して、その趨勢値といひますか、どれくらいこれは本年なら本年に取引をするときには上がつておるかといふ見込みといひますか、そういうものをしんしゃくするといひますか、勘案するといひますか、そういうものを入れた上の労働力の評価といふことが、この場合適當じゃないかと私は考へます。

○芳賀委員 そうすると、米価の場合には、全市の民間の労働賃金といふことになるわけですが、いまの大臣の説明によると、生産費調査については、これは主要な原料乳生産地帯の平均的な生産費といふことも局長からお話があつたわけですが、その主要な生産地域における労働賃金の平均的な水準を押えて、その趨勢といふものを把握して、自家労働に当てはめる、そういうことですか。

○赤城國務大臣 私も技術的にまだ詳しくは研究はいたしてありませんが、お話のようなふうに私は考へておるわけでございます。

な地域における生産費というものをとるということとあれば、労賃の取り方は、その対象になった生産地域における散在しておる民間の産業の労働者の賃金というものを基礎にして、そうしてできるだけ均衡のとれた状態で自家労賃をきめるというものであれば話はわかるが、同じ知恵をつけるにしても、大臣の判断のほうが正しいにもかかわらず、あなたが全く大時代に帰るようなそういう進言のしかたはおかしいじゃないですか。

○榎垣政府委員 保証価格というものをいかに決定するかという点に問題があるわけですが、日本は、日本の酪農経営の現状というものを考えてまいりますと、やはり今後の酪農経営の傾向等を考えます場合に、保証すべき価格というものが、需給の事情等とかけ離れたものであることは適当でないといふ確信をいたしておるわけですが、そういう観点から考えました場合に、現段階において考えます生産費というもののうちにある自家労働の評価というものは、調査農家の近傍の農業雇用労賃をもって評価することは適当である。この評価されます労働力は、標準的な労働力について調査をされたものを充てるわけですが、調査から、お話のような俸給生活者の奥さんが働きにいった場合の賃金等を充てるわけではないはずであります。農村におきまして雇用労賃の水準も、これも先生御承知のように、年々着実に上昇いたしております。農村における労働市場といいますが、適当なことではないかと思いますが、農村における労働力の賃金というものの一種の市場評価額といふものは、これによって代表されるというふうにかえることは、私は、現段階においては適切であるという意味で、大臣に私どもの考えを申し上げた次第でございます。

○芳賀委員 だからあなた、農村なら農村地域における労働賃金と、いうことなんですか、農業における雇用労賃ということなのか、どういふことですか。

○榎垣政府委員 農業に従事するための農村の賃金水準ということでございます。

○芳賀委員 ですから、その実態はどういう実態になっていくのですか、その労働の質的な実態は。

○榎垣政府委員 これは私どもは、統計調査部が多くの調査職員を用いて調査した結果を利用する以外にはございません。その実態を一々申し上げかねますが、私どもの承知する限りでは、当該農村地域における標準的な農業労働というものに支払われた実賃金であるというふうにかえております。

○芳賀委員 だから、その実態が、年齢的にどういふ構成になっておるか、男女の性別はどういふ実態になっておるか、農業に対する経験においてはどうであるか、農業の労働生産性としての質的評価は專業農家の従業者とどうであるか、そういうことが明確にならぬと、それが正しい正しくないと言つたて、実態がわからないじゃないですか。それで、きょう明らかにしなければ、後日明らかにできるのですか。いまの農業における雇用労働の実態というものは、わかればいまいまいかにしてもらいたい。

○榎垣政府委員 本日私から明らかにする知識と能力とを合わせておりません。

○芳賀委員 そういう知識や能力がなくて、どうしていままでのどの制度にもよらない生産費の価格算定方式をつくるなんということができるのですか。既存の制度より卓越した制度を案出する能力と知識があつて、初めていままでのものに力と知恵があるということは断言できるが、それもないで、あなたを非難するわけじゃないです。農林大臣に事務的なこともまかしたほうがいいんじゃないですか。どうも大臣のほうが卓越していると思うのですがね。

○榎垣政府委員 私どもは事務的なものごとを檢討いたしてまいっておりますが、農林省という組織の中で仕事をいたしております関係上、統計調査部の農村雇用労賃というものは、標準的な労働に対する実績賃金であるということを知りたしておりますので、それを用いることは、酪農経営

に従事した自家労賃の評価としては適当であるといふふうに思つておるのでございまして、調査結果に対する組織内の信頼という関係から、そう申し上げておるわけでございます。それ以上のことで、つきましては、私からお答えいたしかねますので、御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 わからぬに聞いてもしようがないから、これは大臣がソ連からお帰りになつてからでいいですから、それまで十分勉強して明確な答弁をしてもらいたい。これは保留しておきます。

次に、基準取引価格の算定はどうなさるのですか。

○榎垣政府委員 基準取引価格につきましては、これは結論的に申せば、乳製品の加工採算価格できめるということでございます。その加工採算価格を導き出しますために、乳製品の標準的な、指標的な価格を求める必要があるわけでございますが、法律では、この法律で定めまします安定指標価格といふものは、この法律で定めまします安定指標価格といふものからスタートする。その他の乳製品につきましましては、メーカーの販売価格といふものからスタートをするということで、それらの価格を実現するための加工、処理、販売の経費を差し引いたものを基準取引価格にするというふうにかえておるのでございます。安定指標価格の算定につきましては、また別に御質問があるかと思ひますが、過去の実勢価格水準を物価水準によつたものをもつて当てたいというふうにかえておりますが、価格変動の少ないものにつきましては、最近における価格といふものを基礎として算定をいたしたいというふうにかえております。

○芳賀委員 現在の畜産物価格安定法の指定乳製品の安定基準価格のきめ方とちやうど逆になるわけですから、原料乳と乳製品との価格の相関関係といふのは。

○榎垣政府委員 価格の算定のコースとしては、お話のように、逆の算定コースをたどるわけでありまして、価格の性格は、これも私が申し上げるまでもなく、現在の指定乳製品の低位価格という

ものは、それ以上下がらないようにするための下さき価格であり、加工原料乳の安定基準価格も、その額を割つて下がることを防止しようとする下さき価格であるという意味で、価格水準としての性格の相違はございまして、算定方式につきましては、いわゆる価格審議会を提案をいたしました第二方式、加工原料乳の安定基準価格から積み上げ方式によつて試算をいたしたものと比べますと、ちやうど逆のコースをとっております。

○芳賀委員 そこで、お尋ねしますが、現在の畜安法の場合には、実態は逆算方式ですが、とにかく形式的には、農林大臣が定めた原料乳の安定基準価格に、乳製品を製造するに必要な諸経費を加算して、そして安定下位価格をきめるわけですね。上位価格については、これはそれ以上高騰を防ぐための制限価格としておられるわけですね。形式的には、乳価から積み上げて乳製品価格を求めるというところが現在の畜安法的方式ですね。今度はまず乳製品の価格を先に——指標価格という名前ですが、定めて、それから加工、販売に要する経費を除いた残りが基準取引価格ということになるわけですね。それでよろしい。

そこで、問題なのは、これは乳製品の価格と飲用牛乳の市場価格の関連というものを農林大臣はどうお考えか。乳製品については指標価格といふものを定めて、できるだけ安定性の続くような価格を定めて、それから逆算して、生乳の基準取引価格をきめるわけですが、その場合、同じ市場で消費される乳製品と飲用牛乳の場合が関係がないというのでは変だと思ひます。この点は農林大臣、どうお考えになるのですか。

○赤城國務大臣 いまの乳製品のはうは、指標価格をきめて、それからもうきき出しにして、生乳だけの価格をきめていく、こういうことでございます。これが飲用乳とどういふ関係があるかというところでございますが、私は特に飲用乳とは関係がないと思ひます。比較すれば、なまの牛乳の価格と飲用乳とどう違うかという結果が出てくると思ひ

ます。

ます。比較の対象にはなろうかと思いますが、関連というものについては、ちょっと私考えつかないのです。

○芳賀委員 いや、それは乳製品については、農林大臣が乳製品の消費価格というものを安定させる目的で、まず牛乳の生乳の価格が幾らであるとかいうことはおかまいなしに、まず乳製品の安定価格というものをきめるわけですね。乳製品については、消費者に対する配慮あるいは消費拡大の配慮等もあって、乳製品の価格をきめるわけですが、その場合、大部分が市乳化するわけですから、飲用乳中心の消費市場というものが、今後国内において形成されるわけですから、その場合、乳製品だけは規制するが、市乳については消費価格の面においても全く放任するということが法律上はなるわけですね。そういうやり方が一体妥当かどうかということをお尋ねしているわけです。

○赤城國務大臣 いまお話しの中で、乳製品の価格から割り出して指標価格をきめるのでございませうけれども、それだからといって、乳製品の価格を規制するというふうには私は見ていない。これは保証価格と乳製品の中に含まれていて、その牛乳の価格との算定をいたしまして、保証する基準を見出すわけで、乳製品の価格はそれで決定するという規制をいたそうというわけではないと私は思います。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。指標価格をきめて、それから適正な販売経費あるいは製造経費というものを控除した残りを加工原料乳の取引価格というふうに指示するわけですから、その価格が不当に安い場合もあるわけですね。ですから、製造業者としては、従来よりも非常に有利になるわけですね。そうすると、非常に不当に安い価格で原料乳を購入して、しかも製品に対しては国が何も規制しないということになるのじゃないですか。

○樺垣政府委員 乳製品の安定指標価格から加工販売費を差し引いたものをもって基準取引価格を

定めるということは、先ほど御説明したとおりでございませうが、そこで、安定指標価格というものは、性的には乳製品のメーカーの段階における販売価格というものの安定すべきものと定めて、その安定価格と指標価格というものの水準でございませう。その指標価格というものを、基準取引価格の実現を可能にし、かつ安定をさせるという価格関係があるわけではございませう。その現実の指標価格というものは、そのときの需給事情によりまして、安定指標価格より低い場合もありまして、高い場合もある。それが著しく下落をいたしますれば、これは基準取引価格の実現というものが経済的に不可能になるわけではございませうので、これについて法律で定めておきますと

おり、一定の割合を乗じた額を下回るといふ場合には、畜産振興事業団が市場操作に入るといふことによりて下さざるを要する。安定指標価格を著しく上回るといふことになりませうれば、これは基準取引価格は固定できる。少なくとも改定をしない限り固定できることではございませうから、メーカーの不当な利潤あるいは消費者の不当な不利益を招くことになりませうので、ほかの乳製品もしくは輸入した乳製品によって市場の価格安定をはかるといふようなことにしておるわけではございませう。乳製品の中間段階もしくは末端段階における市価の形成は、自由な流通の段階において形成されることにまかしておきまして、規制をする考え方はこの法案の中では持っておらないのでございませう。

○芳賀委員 その場合の指標価格は、いまの畜安法からいくと、乳製品の上位価格と同じようなことになるわけですね。

○樺垣政府委員 現在の畜安法の乳製品の価格安定の方式は、一定の安定幅の中で安定させようという思想であります。指標価格に当たる価格水準は、現在の現行法の制度の中にはないのであります。抽象的に言いますと、安定下位価格と安定上位価格との中間のいづれかの位置にあるような価格であるということになります。

○芳賀委員 そうすると、いまの乳製品の安定下位価格と安定上位価格との中間的なものですか。

○樺垣政府委員 私が中間的と申しましたのは、その安定幅の中にあるという意味でありまして、安定下位価格と上位価格との中心の価格水準であるという意味ではございませう。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。どこかに位置がなければならぬでしょう。安定下位価格と上位価格というものは幅があるでしょう。今度の指標価格はそのいづれにあるのですか。常に上がったたり下がったりするエレベーター方式で安定性がないうことですか。いまは下位価格と上位価格との間には幅があるのですよ。今度の指標価格はその幅のどこに位置するのかということですよ。上か下かあるいはまん中か、どこかでしょ。

○樺垣政府委員 まずお答えとして間違いないお答えをしますとすれば、安定下位価格よりも高く安定上位価格よりも低い価格であるということではございませうが、それがそれぞれ指定乳製品ごとに上価格、下価格が設けられておるのでございませう。これについて指標価格を現実算定をいたしました場合に、現在の下位価格と上位価格とのちょうど中心点になるかどうか、結果を見なければ保証をいたしかねるのでありますが、おおむね中心点に近い水準あるいは中心点よりやや高いところの水準になるのではないかと考えられます。

○芳賀委員 そうすると、それから逆算するといふわけですね。はたして逆算する場合に、正当な製造経費が、たとえば来年の四月一日から実施する場合に把握できるのですか。従来は畜安法制定以来今日までできなかったもので、不問に付しておったわけですか……。

○樺垣政府委員 指定乳製品の加工販売経費については、芳賀先生の御指摘のように、安定法発足後しばらくの間は調査の対象も少のうございませうし、また調査を受ける工場側の記帳等の整理も必ずしも正確ではないということとで、その信憑度というものに疑問があったことはいないものであ

ります。三十九年度から調査対象工場もふやしましたし、またそれらの会計記帳の正確を期するための指導等も行なつてまいりましたので、三十九年度に調査いたしました結果を見ますと、従来に比へまして、処理、加工販売の経費の幅というものが非常に縮まって、いわゆるばらつきが減つておるといふことでございませうので、標準的な加工販売費について、異常な調査結果のものを除去して算定いたしますれば、私どもは行政的に十分指標にたえる数字が把握できると考えております。

○芳賀委員 念のために聞きましておきますが、三月三十一日に告示された指定乳製品、バターについては一キロ単位で安定下位価格が四百八十五円、上位価格が六百円、百五十円の幅があるわけですね。脱脂粉乳については十二・五キロで三千四百円が下位価格、四千三百五十円が上位価格、全脂加糖練乳については二十四・五キロで下位価格が四千円、上位価格が四千七百円ということになっておるわけですね。したがって、現在の原料乳の価格と乳製品の安定下位価格というものが大体通ずることになるわけですね。そうすると、指標価格というものは、この下位価格と上位価格とのちょうど中心の位置に決定されるということになれば、当然それから逆算される取引価格というものも、同一時点で算定した場合においては、現在の一升当たり五十七円よりも基準取引価格においても相当上回るということになるのですか。

○樺垣政府委員 さようにはならないのであります。といいます意味は、先生の論理を追つての形のようにはいまいません。と申しますことは、四十年年度の安定基準価格なり、あるいは乳製品の安定下位価格、上位価格を決定いたしました場合の算定方式というものは、二種の算定方式を示したわけではございませうが、お話の中心になつておりますのは、原料乳の安定基準価格から積み上げた価格水準が、現行告示の安定下位価格と著しく差異のないものになつておるといふことだから、もっと基準取引価格が上がるだろうというお話でございませう。

すが、今回のこの法案で定めようとしてます安定指標価格は、この価格水準で乳製品を販売し、基準取引価格で原料乳を輸入をいたしまして、企業として成り立つという加工採算の関係を現しなればならないわけでありまして。ところが、現在の安定下位価格というものは、あの算定の際にも御説明をいたしましたように、乳業者の側で、利潤でありますとか、あるいは償却費でありますとか、あるいは役員報酬、その他繰り延べ可能な経費を差し引いてみまして、そこまでがまんをしろ、がまんをしてしかるべしという水準が、安定下位価格というものの現在現実なものとほぼ近い数値が得られたという説明なのでございます。でございまして、現在の五十七円という基準価格が新しい指標価格でどの程度に動いていくかということは、明言の限りではございせんけれども、現在の下位価格というものと、原料乳の基準価格というものととの関係に相当するような引き上げが可能であるというわけにはまいらぬわけでございます。

○芳賀委員 そうすると、乳製品については現在よりも値上げすることをまず認めるというたてまえで指標価格はきめる。販売経費あるいは製造経費についてはできるだけ幅を持たせて、その残りの額についてこれを取引価格ということになれば、それでは生乳の取引価格は現在の五十七円よりも下がって、そうして乳製品の指標価格は安定下位価格よりも上がるということ、大幅に乳業者に対して要求するだけの製造経費、利潤を与える、こういうことなすね。

○農林政府委員 そういう意味ではございませぬ。安定指標価格の水準で乳製品の価格が安定するならば……。

○芳賀委員 局長、あと十五分しか大臣がおる時間はないのですから、そうであるかないかということだけ言ってもらえればいいです。

○農林政府委員 どうも非常に精緻をきわめた御質問でございまして、そうだとかそうでないか言うことがむずかしいのでございますが、要するに、結論から言えば、先生のおっしゃるとおりではございせん。安定指標価格で乳製品が売れ、基準取引価格で乳を買入れて、乳業者はその水準ならばやっていけるということとでございまして、現実の価格は、その指標価格から上下に變動をするということとを予定をいたしておるのでございまして、その變動幅については、私のいまの感覚から申せば、上位は現在よりもやや下、下位は現在の下位よりはやや上というところで、變動の幅が縮小されることが適當ではないかというふう

に考えておるのでございます。

○芳賀委員 あとは農林大臣にお尋ねしますが、いま局長からお話のあったとおり、乳製品の安定的な指標価格というものは、現在の畜安法の乳製品安定下位価格よりもある程度高値になるということとは明らかになったわけですか。そうであれば、適正な製造経費あるいは販売経費というものが算定されて、それを控除した残りが生乳の価格ということになれば、常識的に考えれば、原料乳の五十七円というものは、同一時期に算定した場合においては、もう少し上げなければならぬということに当然なるわけですね。それを取引価格も上げられない、乳製品価格は上がるということになれば、その上がった幅と原料乳価格の現在よりも下がった幅というものは、それは結局製造業者のほうに配分上帰属するということになるわけですか。そうすると、これは現在の畜安法の制度よりも、乳業者から見れば非常にありがたいということになるわけですね。生乳の取引価格というものは、何も理論的な根拠なしに逆算してきめる、それには理論的な根拠がないわけですから。そうして製造業者が要求するだけの恣意的な経費というものをそれに与えるということになって、一方においては、製造業者はその企業の大体六〇〇程度は市乳の製造販売をしておるわけですね。そのほうは全く野放しになって、幾ら市乳価格が上がってもこれは放任しておく、いままでは混合乳価方式で市乳の販売による利益と乳製品の販売による利益というものを合算して、混合方式で全国の生産者

に対して、地域的な差は相当ありますけれども、代金の支払いをやっておったのが、今度は用途別にこれを区分してしまふ。一方市乳関係は野放しにする、ということになると、一そう製造業者に対して利潤を確保してやる、これを保護してやるということに当然これは帰着すると思ひますが、大臣としてはどうお考えですか。

○赤城國務大臣 これは生産者の保護といひますか、それを目的としてこの法案を御審議願つておるわけでございます。したがってメーカーがこの法案によつていまだ以上の利益を得るというふうなことは企図しておりません。また事実上いうふうな価格形成はいたすはずがないのでござい

ますが、それらの価格の算定等につきましましては、私詳しく存じておりませんので、局長から答弁させますけれども、目的がそういう目的ではないし、また結果においても、メーカーが利得するような形には相ならない、私はこういうふうに考えております。

○芳賀委員 これはなると思ひます。大メーカーの場合は、市乳と乳製品を同一企業の中で経営しておるわけですから、市乳化が進めば、現在の六割、四割がそれ以上ということに当然なるわけですね。市乳の場合には、現在市乳の消費者価格が一合について十八円ですから、一升ということになれば百八十円ということになるわけですね。それから、市乳価格も大体六〇〇くらいが製造業者あるいは小売り店までの経費ということ、残り四〇〇が生産者の市乳分の受け取り乳価ということになるわけですね。これはちょうど外国と逆なんですね。外国の場合には、進んだところは、市乳価格の受け取り分は、生産者が大体六〇〇、メーカー、販売店で四〇〇、それより比率が少し低いところでも五五〇が生産者の手取りで、残り四五〇がメーカー、販売店ということになっておるわけですね。イギリスの場合は、小売りまでの経費が大体一合について四円くらいでおさまっておるわけですから、ちょうど四割しか市乳地帯において

は、分配を受けない。そこで、相当多額な利潤というものが想像されるわけですね。去年の場合には、一升二十円市乳が上った場合の配分というものは、原料乳生産者にも一升について三円程度の配分があったわけですが、これはこの法律が通れば、用途別ですから、その分には配分する必要がある。そうかといひ、市乳地帯に對して急激に乳価を上げるようなことはメーカーはしないと思ひます。将来的な判断からいひますと、むしろ市乳地帯によつても、この法律が通つたときにはある程度有利になるかもしれぬが、将来を展望した場合には、やはり加工原料乳の保証価格に引きつけられるという期待を政府は持っているわけですね。——いや持っていますよ。だから区分しているわけですね。そういふことを考えた場合に、この法律というものは、将来においてはやはり乳業者の一方的な利益を守るといふことに帰着するわけですね。この点をわれわれは非常におそれておるわけですね。

そこで、最後に大臣にお尋ねしますが、森永乳業の社長の大野勇君と副社長の渡部伍良君が、「がくげよ明日の酪農・乳業へのビジョン」、農林省の新乳価対策に反対するといふものを、これはわれわれ国会議員はもちろんであります。全国の主要な地域に全部ばらまいてあるわけですね。森永乳業の社長、副社長の投じた一石に對して、われわれは別にそれほど影響を感じてはおりませんが、しかし、政府としては、今回の法案を出される前は相当抵抗を受けたと思ひます。結果的には、この抵抗によつて、最終的な政府案というものは、全く換骨奪胎といひますか、骨がなくなつたのです。バックボーンを全く失つた、変形したものが出てきたことは、大臣も残念に思つておられると思ひます。そこで、別に国会でむきになって反論する必要はないと思ひますが、こういうような反論といふものは、やはり乳業界の一角において依然として相當の勢力を占めておるわけですね。したがって、これにおびえて、生産者の場合においても、政府案を無批判に何とかこの国会において通してもらはぬと、このチャンス

に對して、地域的な差は相当ありますけれども、代金の支払いをやっておったのが、今度は用途別にこれを区分してしまふ。一方市乳関係は野放しにする、ということになると、一そう製造業者に対して利潤を確保してやる、これを保護してやるということに当然これは帰着すると思ひますが、大臣としてはどうお考えですか。

○赤城國務大臣 これは生産者の保護といひますか、それを目的としてこの法案を御審議願つておるわけでございます。したがってメーカーがこの法案によつていまだ以上の利益を得るというふうなことは企図しておりません。また事実上いうふうな価格形成はいたすはずがないのでござい

をのがした場合に再び時期は来しないということ、政府案の決定について、将来にわたる非常な問題を批判しないで、ノーズコースで早く通してこれという運動や要請が、私も北海道はじめあるわけですね。ですから、われわれとしては、こういう全く骨抜きになったような、森永乳業の攻撃の幻影におびえるような法案にこれだけの期待を持っているか、このままじゃ何ならぬじゃないか、しかも生産者の集荷権を確立して、制度的に一元集荷、多元販売の体制というものを、少なくともそれだけでも確立するような法律の根拠があれば、将来生産者の自覚あるいは力によってこれを有利に打開することはあり得るとしても、いまのような法律のままで、一体生産者に対してどれだけ現実の期待を保証することができるとかというのを私は言っておるわけですね。そこで、大臣、ソ連出発の前ですが、この森永乳業の社長である大野君と副社長である渡部君は、農林省のこの法案に対してまっこうから反対する。いまは骨抜きにしたから、たいしたことはないと思っておると思うのですが、とにかく配付された内容は、これは反対の目標として掲げたもので、それから、この際、大臣から、反対の論拠に対して若干の御意見を聞かしておいてもいいと思ふのです。

○赤城国務大臣 これらの反対は、政府の法案の十分な理解なしにやっておるか、あるいはまたこの法案が通ると、森永だとか乳業者が不利におちいるという自己防衛からやっておるということから見れば、私は、この法案は生産者のために非常にいい法案だ、こういうふうな考えておられます。そこで、反対意見などもちょっと見たのですが、どうも当たらないような反対意見のように思われます。たとえば、これは第二の食管制度になるということは、法案をつぶすのには一番都合がいい。特に大蔵当局などは、こう言っておいて、法案を出そうとしたときにだいたい反対しておったいきさつもありました。第二の食管制度にはなりません、そういうことを言うと、これをつぶすのに非常に

いいということのために使っておるような、一つの攻撃材料のように思われる。あるいは、貿易が自由化されるのに、畜産事業団が乳製品を一括輸入するということは自由化に逆行するじゃないか、こういうことを言っておられますが、これが財源に使われるわけでもなし、これは調整をする意味におきましての乳製品の一括輸入でございまして、私はこういう点も攻撃が当たっていない、こういうふうな考えです。それから、とにかくこの制度をしくことによって、消費価格を上げて消費者に高乳価の損害を与えるのじゃないかというようなことも、本法案の企画しておるところでないことを攻撃しておる。あるいは需要を減退させるとか、酪農民の自主性を喪失させるとか、いろいろこういうことを言っておりますが、その攻撃は当たっていない。これは集送乳路線を一元化するということにつきまして、従来の権益を、とられるのではないかと、こういうことを心配している向きがあるのではないかと、いふようにも聞いておりますが、そういう意味におきましてのいろいろな観点から、政府案に対して反対の意向を漏らして、パンフレット等を出しておると思っておりますが、冒頭申し述べましたように、その反対意見を聞けば聞くほど、本法案が生産者のためになる法案だという信念を固めるような次第でございます。

○芳賀委員 これは去年の秋の最初の案は、ある程度おそれなしていた時期もあるのです。それを一本一本骨を抜いてしまったのですから、いま出ている法案は向こうは何もおそれないのです。安心して満足しておるのです。だから、終始一貫して当初の法案を大臣が勇気をもって出したというのであれば、これは生産者のためになるということもある程度言えますが、全く骨を抜かれて、外形だけがかろうじて法案提出ということになったのですから、それほど自信を持つわけにいかぬと思ひます。

最後に、交付団体ですね。生産者団体は、全国段階におけるものを農林大臣がぜひ指定さるべきだと思ふのです。日本の場合には、市乳地域と原料乳地域が非常に区分されておるのです。自然的条件の中においても、それで、消費は一年に三割くらいだんだん伸びておって、飲用乳に対する需要はますます伸びておるわけですね。しかし、地域的には、需要にこたえるだけの供給は、都道府県単位等ではできないわけですね。ですから、これを全国的な飲用牛乳の需要に対してこたえる体制をとらなければならない、都道府県単位に分担した生産者団体の指定あるいは交付金の指定団体ということでは問題の解決はできないと思ふのです。やはり全国一本化された指定団体というものがあって、初めて生産者の責任において、たとえば北海道の地域において生産された生乳を量的に東京とか大阪の消費地に供給するという任務は、これは当然生産者の立場において行なうべき任務であるというふうな考えのわけですね。それを都道府県単位にすでに飲用乳用あるいは加工乳用として取引が行なわれて、全部の生乳をその地域において乳業者のところに帰してから、それを今度は消費地帯に送乳して、そして飲用牛乳に供給するということなどは、これは制度上からいっても体制上からいっても、欠点があるわけですね。こういう一番取り残された重要な問題を解決するためには、生産者団体の指定というものは都道府県単位に行なうことも一応認めるとして、やはり全国段階における生産者団体というものを農林大臣の判断に基づいて指定する、そういうことをやらなければ実際の運用というものはできないと思ふのです。その点は農林大臣としてはどうお考えになっておるか。法律上の点が全く落ちておるわけですね。最初の構想ではこれはあったわけですね。

もう一つは、飲用牛乳についても、国が一定の指標価格というものを示して、それが維持されるようにする。この二点が現在においては全く姿を消したわけですから、これに対する農林大臣のお考えを聞かしておいてもらいたいと思ひます。あとはソ連からお帰りになつてから、また詳しくお尋ねしたいと思ひます。

○赤城国務大臣 お話に触れましたように、乳価プールの範囲が、現状におきましては県単位で行なうことが適切だ、こういうふうな考えでございます。生乳生産者団体の指定も県単位で行なつたほうがいい、こう思ひます。全国一本で行なうというところは、現在の生乳取引の実態と離れておることが多いし、本制度に均てんできない酪農民が生ずるおそれもある、こういうふうな考えますので、地域別の酪農民の利害が錯綜しないように、あるいは混乱を招くおそれがないようにするには、現在の段階では県単位が至当だ、しかし、全国を区域とする生乳生産者団体がそれぞれ要件を満たす場合には、県単位の指定生産者団体となり得る道は開いてあるわけでございまして、しかし、現段階におきましては県単位の生産者団体が至当である、こういうふうな考えをしております。

それから飲用乳を含まなかったのはどういうことかというところでございますが、先ほどもこれは申し上げたと思ひますが、県段階におきましては、加工原料乳のほうが再生産を確保できないような状況である、飲用乳のほうが価格形成においても相当有利な立場にある、こういうような関係にありますので、加工原料乳のほうが不足払いの制度を現在設けて、そして金を受け取る場合にはプールの計算でございますが、そういうふうなやつたほうが、現在の酪農業の発展段階に即応したやり方であろう、こういうふうな考えて、飲用乳のほうの不足払いはしないたてまででございます。

○芳賀委員 いまの全国規模の、たとえば協同組合連合会が、法律の運用上それは指定されることになっておる、できるというお話でありました。が、それはわれわれとしてはそういう点は了解できないのです。私の言っておるのは、たとえば全国全販連なら全販連を指定生産者団体として農林大臣が指定すれば、交付金の交付は中央団体に一括して交付すれば、それは都道府県の連合会、それから末端の単協に順次交付されることになる

わけなんです。それは全然できないでしょう。しかも都道府県ごとに指定を受けるというのはおかしいじゃないですか。全販連が北海道でも指定を受けなければならぬ、岩手県でも指定を受けなければならぬ、長野でも指定を受けなければならぬとして、それはあくまでもその地域における生産者団体として指定を受けるわけであるが、しかし、それは都道府県における農協組織による経済連であるとか、連合会というのがあるわけですから、北海道のホクレンとか内地府県の経済連というものが指定を受けて、そのほかに全国規模の全販連がさらに指定を受けるということにはならぬと思うのです。都道府県単位ということになれば、その都道府県地域における少なくとも二分の一以上の生乳の集荷、販売ができるという条件がまず満たされなければ、指定を受けることはできないわけですから、地域の連合会の中に割り込んで、もう一つ全国連合会が入れるということにはならぬと思います。当然これは農林大臣が直接全販連を生産者団体として指定する、さらに副次的に都道府県における地域の生産者団体の指定というものがあっても、これは差しつかえないと思いますが、その点は一体どうお考えなんでしょう。これは大臣から直接聞かしてもらいたい。

○檜垣政府委員 制度の多少こまかい法律上の仕組みもあります、多少の数字の問題もございします、御参考になす私からお答えを申し上げます。

指定生乳の生産者団体を設置いたします範囲をどうするかということについては、二つ問題があると思うのであります。一つは、乳価のプールを行なう範囲をどの範囲で考えることが現状において妥当であるかという問題でありまして、これを私どもは県単位を適当と考えるというふうな思っておるのをごいいます。そこで、これをかりに全国をプールの地域とするということになりますれば、御承知のように、七十三、四円になると思いますが、東京の乳価と五十六円という北海道の乳価差のあるものでプールを行なうことは、こ

れは午前中に申し上げましたように、英国等の乳価の形式とは違つて困窮という状態でありまして、現実的にきつめて困難であります。むしろ、そういうことが、農業団体の機能としては現状では非常にむずかしいということを言わざるを得ないと思うのであります。

もう一点は、県単位をプールを行なうとしたしまして、その指定生産者団体のいかなる構成のものかを考えるかという点は、これは全国段階の農協が当該都道府県において一定の要件を満たしている場合には、これは指定し得ることに私どもの法案でもなつておるのであります。しかしながら、お話のように、そういう実態は現在ほとんどないわけでございます。でございしますので、都道府県ごとに指定生乳生産者団体というものを設置いたしまして、そこでの取扱体制をまず確立するということが先決である、手順であるというふうに思ふのでございします。現在全国単位の農協で生乳の取り扱ひをいたしております団体は二つございまして、一つは全販連、一つは全酪連でございします。全販連の生乳の取り扱ひ比率は、全生乳生産量の一・五八％、全酪連は一・二七％というきわめて微小な取り扱ひでございまして、これが全国的に生乳を事実取り扱ひ関係となり得る、またプールをする機能を持つというふうになるのは、相当の年月をかけなければ実問題として不可能であるというふうな考えておりまして、それらの事実に基づきまして、私どもは現在の法案のような機構というものを考えたわけでございします。

○赤城國務大臣 局長の答弁で尽きておると思いますが、県におきまして、全国的関係の団体と県単位の団体と、二つ重なつて指定されるということとはございしません。大体は県単位の団体が指定団体としてやるということに相なつております。

○芳賀委員 その点がどうもあいまいなんです、たとえば方法論としては、都道府県の連合会が当然生産者団体としてその地位を確保すると思ふのです。その場合、これは農協組織でずから、全国の連合会が都道府県に乗り出して指定を

受けるということは、事実上あり得ないわけですが、むしろ、都道府県地域において指定を受けた農協連合会が、自分の加入している中央の連合会にその行為を代位させるということとは、農協法から見てもできると思うのです。これはできるでしょう。できないということにはならぬでせう、農協組織というものはそういうものなんです。から、そういうことが実現する場合には、たとえば都道府県ごとの区分された生乳を移動させることも農協の力でできると思うのです。北海道から東京へ運ぶとか、岩手から東京へ持つてくるとか、あるいは鳥取県から大阪へ運ぶとか、指定された都道府県の連合会の代位ということでは全国の連合会が行なうことであるが、これはいまの法律でも実現できると思ひますが、しかし、地方へ乗り出してその指定を受けるということとは、全くナンセンスだと思ふ。この点は農林大臣の手元において明確にしておいてもらいたいと思ふのです。中央団体を直接指定しない場合においては、これが行為において可能であるということとは立証しておいてもらふねと思ひます。たとえば全国段階において総合的な全販連と専門的な全酪連があることは、これはもうだれでもみな知つておることです。しかし、これは全酪連も農協法に規定されてきていますとすれば、この二つの中央にあるものいづれか一方の連合会に会員として加入することができるわけです。ですから、そういう形でやはり全国段階というものが一本化する、これもできるのです。全酪連が全販連の会員となることは何も阻止していません。ですから、全販連の酪農部門と全酪連の行なつている事業というものが、同一の部門で協力が行なわれるということ、これは農林省としても期待するところだと思ひ、あるいは全酪連が主体になつたほうがよいとすれば、その微小にしか扱つていないという全販連が全酪連の会員となることもできるのですから、そういうことを理由にしてこれは全国段階は不可能であるということとは當を得ないです。通産省がどこかでそういうこ

とを言うのであればなるほどということにもなるが、農林省の役人である畜産局長が、農協法の何たるかもわきまえないで、つまらぬことを言うのはおかしいじゃないですか。この問題は、農林大臣の手元において、ソ連からお帰になるまでの間において明確にしておいて、その結果われわれとしても判断を下したいというふうな考へるのですが、これはどうでしょう。

○赤城國務大臣 全国的団体が地方の府県のほうへ入っていくということはあり得ないと思ひます。でありますから、県段階で一つの指定団体となるということが筋だと思ひます。また道が開けていくということだけで、事実上そういうことはあり得ないけれども、委託ということ、これはあり得ると思ひます。とにかく一つの団体でなければならぬし、県の指定団体というものがいまの法律ではノーマルな形である、こう思ひます。また、その全国団体の役割というものでございしますが、これは生乳の販売を有利、円滑に行なうということで、指定生産者団体間でいろいろ意見や情報、あるいは事業の調整を行なつて共同化を進める、これはもちろん必要だと思ひます。いまお話のように、農協が二つありますが、こういうものも一本化することについて私は十分考へていったほうがよいと思ひます。

○坂田(英)委員長代理 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会